

MANUAL ON SCREENING OF TEACHERS AND  
EDUCATIONAL PERSONNEL  
(PREPARED) BY M/E MINISTER SECRETARIAT BOARD  
DECEMBER, 1946

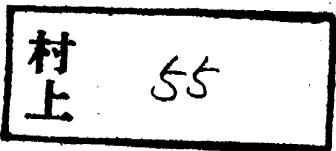
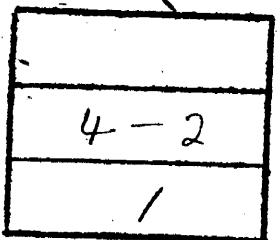
戰後教育資料  
SCREENING

IV - 1

昭和二十一年十二月

## 教職員適格審査事務提要

文部大臣官房適格審査室



IV - 1



## 目

## 次

- 一、「カイロ」宣言.....  
二、「ポツダム」米英支三國宣言.....  
三、日本教育制度ニ對スル管理政策.....(勅書昭和二〇、一〇、一一).....四  
四、教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關スル件.....(勅書昭和二〇、一〇、三〇).....六  
五、公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件.....(勅書昭和二二、一、四).....八  
六、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成禁止等ニ關スル件.....(勅令第百一號昭和二二、二、二三).....七  
七、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成、禁止等ニ關スル件.....(内務省告示第十九號昭和二二、二、二五).....十  
(第二條ノ規定ニ依ル團體)  
八、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成、禁止等ニ關スル件.....(内務省告示第二十號昭和二二、二、二五).....十一  
(第四條ノ規定ニ依ル團體)  
九、就職禁止退官、退職等ニ關スル件.....(勅令第百九號昭和二二、二、二八).....十二  
一〇、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件.....(閣令内務省令第一號昭和二二、二、二八).....六  
一一、教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件.....(勅令第二百六十三號昭和二二、五、七).....四  
一二、「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」施行に關する件：(閣令文部省令第一號昭和二二、五、七).....四  
一三、教職員の適格審査をする委員會に關する規程.....(文部省訓令第五號昭和二二、五、七).....三

一四、教職員の適格審査に就て.....(文部大臣訓昭和二一、五、七).....十六

一五、教育者中ヨリ本業トシテ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者等ノ整理ニ關スル件.....(文部次官通牒昭和二〇、一〇、二七).....六

一六、教職員退官、退職措置に關する件.....(學校教育局長通牒昭和二一、五、一〇).....七

一七、復員軍人の復職又は採用等に關する件.....(學校教育局長通牒昭和二一、五、二七).....八

一八、恩給及惠與ニ關スル聯合軍總司令部ノ覺書ニ關スル件.....(文部次官通牒昭和二〇、一三、五).....九

一九、教職員の適格審査に就て.....(文部大臣訓昭和二〇、一三、五).....十

二〇、勅令第二六三號により免ぜられる者の辭令式について.....(祕書課長通牒昭和二一、六、一一).....十一

二一、教職員適格審査に於ける軍關係者審査規準に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、六、一六).....十二

二二、審查委員會の審査委員について.....(適格審査室長通牒昭和二一、六、一七).....十三

二三、團體等の該當者の範圍について.....(適格審査室長通牒昭和二一、七、二〇).....十四

二四、教職員の適格審査について.....(適格審査室長通牒昭和二一、七、二三).....十五

二五、適格審査の件.....(適格審査室長通牒昭和二一、七、二四).....十六

二六、一級官たる教員の適格審査について.....(適格審査室長通牒昭和二一、七、二六).....十七

二七、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、八、七).....十八

二八、教職員適格審査施行規則に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、八、六).....十九

二九、教職不適格者の新規採用禁止に就いて.....(文部次官通牒昭和二一、八、一七).....二十

三〇、教職員適格審査施行規則に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、九、九).....二一

三一、審査委員會の結果の公表について.....(適格審査室長通牒昭和二一、九、一七).....二二

三二、教職不適格者指定に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、九、一八).....二三

三三、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、二〇).....二四

三四、再審査の請求について.....(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、二〇).....二五

三五、「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」施行に關する件改正(共同省令第一號昭和二一、一〇、三).....二六

三六、教職員の適格審査をする委員會に關する規程改正.....(文部省訓令第七號昭和二一、一〇、三).....二七

三七、省令訓令改正に伴ふ各省關係者の適格審査施行に關する件.....(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、三).....二八

#### 補遺

一、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正.....(閣令、内務省令第三號昭和二一、三、二九).....二二

二、閣令、内務省令第二號正誤.....(官報昭和二一、四、二).....二三

三、政黨協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件改正.....(勅令第三百十二號昭和二一、六、一一).....二四

四、恩給法ノ特例ニ關スル件.....(勅令第六十八號昭和三十一年).....二五

五、「就職禁止退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正.....(閣令内務省令第四號昭和二一、六、二六).....二六

## 一、「カイロ」宣言

(一千九百四十三年十一月二十七日)

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」總理大臣ハ各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ會議ヲ終了シ左ノ一般的聲明發セラレタリ

「各軍事使節ハ日本國ニ對スル將來ノ軍事行動ヲ協定セリ」

三大同盟國ハ海路、陸路及空路ニ依リ其ノ野蠻ナル敵國ニ對シ假借ナキ彈壓ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ、右彈壓ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ、且之ヲ罰スル爲今次ノ戰争ヲ爲シツツアルモノナリ、右同盟國ハ自國ノ爲ニ何等ノ利益ヲモ欲求スルモノニ非ズ又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ

右同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戰爭ノ開始以後ニ於テ日本國ガ奪取シ、又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト竝ニ滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ

前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ軒テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右同盟國ハ同盟諸國中日本國ト交戦中ナル諸國ト協調シ日本國ノ無條件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ續行スベシ」

## 二、米、英、支三國宣言

(一千九百四十五年七月二十六日「ボツダム」ニ於テ  
同八日蘇聯邦本宣言ニ加入セリ)

二

一、吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート、ブリテン」國總理大臣ハ吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ與フルコトニ意見一致セリ

二、合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル數倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後的打擊ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ、右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、驟起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ、現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地、產業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程度ニ强大ナルモノナリ、吾等ノ決意ニ支持セラル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベク、又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壞ヲ意味スベシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ統御セラルベキカ又ハ理性ノ經路ヲ日本國ガ履ムベキカラ日本國ガ決定スペキ時期ハ到來セリ

五、吾等ノ條件ハ左ノ如シ

吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ、右ニ代ル條件存在セズ

吾等ハ遲延ヲ認ムルヲ得ズ

六、吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ、之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ

七、右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且日本國ノ戰爭遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スペキ日本國領域内ノ諸地點ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セラルベシ

八、「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルベク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

九、日本國軍隊ハ完全ニ武裝ヲ解除セラルタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生產的ノ生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラルベシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ嚴重ナル處罰ヲ加ヘラルベシ、日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活及強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ、言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一、日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ、且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ產業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ、但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ產業ハ此ノ限ニ在ラズ、右目的ノ爲原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許サルベシ、日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ參加ヲ許サルベシ

十二、前記諸目的ガ達成セラレ、且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且責任アル政府ガ樹立

セラルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシ

四

十三、吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ、且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス  
右以外ノ日本國ノ選擇ハ迅速且完全ナル壞滅アルノミトス

### 三、日本教育制度ニ對スル管理政策

(昭和二十年十月二十二日聯合國軍最高司令部ヨリ終)  
戰連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル覺書)

一、日本新内閣ニ對シ教育ニ關スル占領ノ目的及政策ヲ充分ニ理解セシムル聯合國軍最高司令部ハ茲ニ左ノ指令ヲ發スル

A、教育内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ檢討、改訂、管理セラルベキコト

(1) 軍國主義的及ビ極端ナル國家主義的「イデオロギー」ノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ學科及ビ教練ハ凡ア

廢止スルコト

(2) 議會政治、國際平和、個人ノ權威ノ思想及集會、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人權ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及實踐ノ確立ヲ獎勵スルコト

B、アラユル教育機關ノ關係者ハ左ノ方針ニ基キ取調ベラレソノ結果ニ從ヒ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又ハ轉職セラルベキコト

(1) 教師及ビ教育關係官公吏ハ出來得ル限り迅速ニ取調ベラルベキコト、アラユル職業軍人乃至軍國主義、極端ナ復職セシムルコト

ル國家主義ノ積極的ナル鼓吹者及ビ占領政策ニ對シテ積極的ニ反對スル人々ハ罷免セラルベキコト

(2) 自由主義的或ハ反軍的言論乃至行動ノ爲解職又ハ休職トナリ、或ハ辭職ヲ強要セラレタル教師及ビ教育關係官公吏ハ其ノ資格ヲ直ニ復活セシメラルベキコトヲ公表シ、且ツ彼等方適當ナル資格ヲ有スル場合ハ優先的ニ之ヲ

復職セシムルコト

(3) 人權、國籍、信教、政見又ハ社會的地位ヲ理由トスル學生、教師、教育關係官公吏ニ對スル差別待遇ヲ禁止スル、而シテ敍上ノ差別待遇ヨリ生ジタル不公平ハ直ニ是正セラルベキコト

(4) 學生、教師、教育關係官公吏ハ教授内容ヲ批判的理智的ニ評價スルコトヲ獎勵セラルベク、マタ政治的、公民的、宗教的自由ヲ含ム各般ノ事項ノ自由討議ヲ許容セラルベキコト

(5) 學生、教師、教育關係官公吏及ビ一般民衆ハ聯合軍占領ノ目的及ビ政策、議會政治ノ理論及實踐ニ就テ知ラシメラルベキコト、マタ軍國主義的指導者、ソノ積極的協力者ノ演ジタル役割竝ニソノ消極的默認ニヨリ日本國民ヲ戰爭ニ陷レ、不可避的ナル敗北ト困窮ト現在ノ悲慘ナル狀態トヲ結果セシメタル者ノ演ジタル役割ヲ知ラシメ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト

(6) 教育過程ニ於ケル技術的內容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ檢討、改訂、管理セラルベキコト

(1) 急迫セル現情ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サレテキル現行ノ教科目、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出來得ル限り速カニ検討セラルベキデアリ、軍國主義的乃至極端ナル國家主義的「イデオロギー」ヲ助長スル目的ヲ

以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト

(2) 教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス新教科目、新教科書、新教師用參考書、新教授用材料ハ出來得ル限り速カニ準備セラレ現行ノモント代ヘラルベキコト

- (3) 正常ニ實施セラレツツアル教育體制ハ出來得ル限り迅速ニ再建セラルベキデアルガ未ダ設備等不充分ノ場合ハ初等教育及ビ教員養成ヲ優先セシメルコト
- 二、日本文部省ハ聯合國軍最高司令部ノ該當部局ト適當ニ聯絡シ得ルヤウナ機關ヲ設ケ且之ヲ維持スルコト、而シテ聯合國軍側ノ要求ニ應ジ本指令各條項ニ基イテ爲サレタル實施事項ノ詳細ナル說明報告ヲ提出スペキコト
- 三、日本政府ノ官公吏、屬僚ニシテ本指令各條項實施ニ關與スル者並ニ公立、私立ヲ問ハズ凡テノ教師及學校教職員ハ本指令ニ明示シアル政策ノ精神並ニ條文ヲ遵奉スル個人的責任ヲ負フモノトス

#### 四、教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關スル件

(昭和二十年十月三十日聯合國軍最高司令部ヨリ終)  
(戰連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル覺書)

一、日本ノ教育機構中ヨリ日本民族ノ敗北、戰爭犯罪、苦痛、窮乏、現在ノ悲慘ナル狀態ヲ招來セシムルニ至リタル軍國主義的、極端ナル國家主義的諸影響ヲ拂拭スル爲ニ、而シテマタ軍事的經驗或ハ軍ト密接ナル關係アル教員並ニ教育關係者ヲ雇傭スルコトニ依テ右思想ノ影響繼續ノ可能性ヲ妨止スル爲ニ茲ニ左記ノ指令ヲ發ス

(イ) 軍國主義的思想、過激ナル國家主義的思想ヲ持ツ者トシテ明カニ知ラレテキル者、聯合國軍日本占領ノ目的及政策ニ對シテ反對ノ意見ヲ持ツ者トシテ明カニ知ラレテキル者、シテ現在日本ノ教育機構中ニ職ヲ奉ズル者ハ凡テ直ニ之ヲ解職シ、今後日本ノ教育機構ノ中如何ナル職ニモ就カシメザルコト

(ロ) 右ノ外ノ者ニシテ日本教育機構中ノ一定ノ職ニ既ニ就イテキル者ハ今後新タル指令ノアル迄文部大臣ノ裁量ニヨリ現職ニ留マルコト差支ナシ

- (ハ) 日本ノ軍ニ今日猶豫アル者或ハ終戰後復員セシ者ニシテ今日日本ノ教育機構中ノ一定ノ職ニ現ニ就イテキナイヤ者ハ凡テ今後指令アルマデ日本ノ教育機構中ノ如何ナル職ニモ就任セシメザルコト
- 二、日本ノ教育機構中ノ一定ノ職ニ現ニ就イテキル者或ハ將來就カントスル者ノ中如何ナル者ガ日本ノ教育機構中ノ如何ナル職ヨリモ解職セラレ阻止セラレ、マタ禁ゼラルベキカラ決定スル爲ニ茲ニ左記ノ指令ヲ發スル
- (イ) 日本文部省ハ教員並ニ教育關係官ノアラユル現任者及ビ希望者ヲ有效ニ調查シ、除外シ或ハ認可スル適切ナル行政機構及措置ヲ設定スルコト
- (ロ) 日本文部省ハ出來得ル限り速力ニ本指令條項ニ準據シテ實施セラレタル諸措置ノ包括的報告ヲ本司令部ニ提出スルコト

該報告ハ別ニ左記特定ノ報告ヲモ含ムベキコト

- (ハ) 如何ニシテ一個人ガ教員或ハ教育關係官トシテ認容セラルベキカラ精確ニ知リ得ル報告、並ニ一個人ノ留任、解職、任命、再任命ヲ決定スルニ當リテノ原則トナルベキ特定ノ基準表
- (ニ) 教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ヲ行フ爲ニ如何ナル行政的措置並ニ機構ガ設定セラルカヲ明カニスル精確ナル報告

猶控訴セラレタル判決ノ再審査及ビ一度不認可トナリタル個人ノ再調査ヲ爲ス場合、如何ナル規定ニ準據スルカヲ明カニスル精確ナカ報告ヲモ併セ提出スルコト

- 三、本指令ノ條文ノ適用ヲ受ケル日本政府ノアラユル官吏屬僚及ビ官人私立ノ教育關係官ハ本指令ニ明ラカニサレタル方針ヲ完全忠實ニ守ル個人的責任ヲ有スル

## 五、公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件

(昭和二十一年一月四日聯合軍最高司令部ヨリ終戦  
連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル覺書)

- 一、「ボツダム」宣言ハ「我等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラルニ至ル迄、平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國民ヲ欺瞞シ世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」ト規定ス
- 二、「ボツダム」宣言ノ右條項ヲ實行スル爲茲ニ日本政府ニ對シ左ニ掲グル一切ノ者ヲ公職ヨリ罷免シ且官職ヨリ排除スペキコトヲ命ズ

A、軍國主義的國家主義及侵略ノ活潑ナル主唱者

B、一切ノ日本ノ極端ナル國家主義的團體、暴力主義的團體又ハ祕密愛國團體及其ノ機關又ハ關係團體ノ有力分子

C、大政翼賛會、翼賛政治會又ハ大日本政治會ノ活動ニ於ケル有力分子

此等ノ用語ノ定義ハ本指令附屬書A號ノ通

三、本指令ニ於テ「公職」トハ左ノ地位ヲ意味シ且之ヲ包含ス

A、通常勅任官以上ノ階級（又ハ一切ノ改正文官制度ニ於ケル同様ノ階級）ヲ有スル文官ノ占ムル官職

B、通常文官ノ占メザル其他一切ノ官職ニシテ文官ノ勅任官以上相當ノモノ（特殊法人ノ場合ニ於テハ右用語ハ少クトモ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役及監査役監事ヲ含ム）

四、本指令ニ於テ官職トハ日本ノ中央政府及都廳府縣並エ其ノ機關、地方支部局（地方行政事務局ヲ含ム）及事務所ノ

- 總テノ地位並ニ此等ノ官廳又ハ其ノ一切ノ機關が實際上ノ又ハ經營上ノ支配ヲ意味スル程度ノ資金關係ヲ有スル法人、協會其他ノ團體ニ於ケル總テノ地位ヲ意味シ、且之ヲ包含ス
- 五、本指令ニ於テ「公職ヨリ罷免ス」トハ該當者ヲ在職中ノ公職ヨリ解雇シ、右公職ニ對スル其ノ直接及間接ノ影響及參與ヲ終止セシムルコトヲ謂フ、公職ヨリ罷免セラレタル者ハ當司令部ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ一切ノ公私ノ年金又ハ其ノ他ノ手當又ハ利益ヲ得ル資格ナキモノトス、本手續ニ依リ罷免セラル者ハ即決解職セラルベク其ノ者方日本法律ニ依リ享受シ居リタルベキ罷免前ノ審査其ノ他ノ先行手續ヲ受クル資格ナキモノトス
  - 六、本指令ニ於テ「官職ヨリ排除ス」トハ該當者ヲ一切ノ官職ニ就カシメザルコトヲ謂フ、故ニ公職ヨリ罷免セラレタル者ハ他ノ一切ノ官職ニ就クコトヲ得ズ、又罷免セラルベキ公職ヲ有セザル者ト雖モ官職就任ノ資格ヲ剥夺セラルコトアルベシ、右公職保持ノ資格剥奪ハ第一項ニ引用セラレタル「ボツダム」宣言ノ條項ガ日本ニ於テ完全ニ履行セラルニ至ル迄繼續ス
  - 七、本指令ニ規定セラレタル者ヲ單ニ公職ヨリ罷免シ、且官職ヨリ排除スルコトノミヲ以テシテハ「ボツダム」宣言ニ依リ考察セラレタル平和、安全及正義ノ新秩序樹立ニハ充分ナラザルベシ、日本ガ平和的傾向ヲ有スル責任アル政府ヲ獲得センガ爲ニハ日本國民ノ間ニ於ケル民主的傾向ノ復活強化ヲ助成シ基本的人權並ニ言論、宗教及思想ノ自由ヲ尊重スベキ新職員ヲ任命スル爲ニ最大ノ注意ヲ拂ハザルベカラズ、若シ文官ノ資格ニ關スル現行諸規則ガ右ノ如キ者ノ任命ヲ阻害スルカ、又ハ其ノ任命ノ範圍ヲ不當ニ局限スル場合ニハ右諸規則ハ改正又ハ廢止セラルベシ
  - 八、本指令ニ依リ命令セラレタル罷免ハ重要度高キ地位ヨリ始メテ可及的速ニ實行スペシ、該當者ガ遠隔地ニ在ル日本軍隊ヲ復員ヲ確實ナラシムル爲又ハ本指令ノ條項實施ノ爲ニ絕對必要ナル者ナルトキハ其ノ罷免ヲ延期スルコトヲ得、右ノ者ハ其ノ援助ガ絶對ニ必要トセラレザルニ至リタル時罷免セラルベシ、右ノ者ノ姓名、地位、失格ノ理由及

其ノ一時的留任ノ理由ハ本司令部ニ直ニ報告セラルベク其ノ最終的罷免ノ時期モ亦報告セラルベシ

九、附屬書A號ニハ本指令第二項實施ノ爲日本帝國政府方公職ヨリ罷免シ且官職ヨリ排除スペキ者ノ種類ノ表ヲ掲グ、附屬書A號ニ列舉セラレタル種類ニ該當スル者ハ本指令第八項及第十項ニ規定スル所ニ從ヒ公職ヨリ罷免セラレ且爾後官職ヨリ排除セラルベシ、但シ日本帝國政府ニ於テ、其ノ必須ナル平和的行政事務處理ノ爲本指令ニ依リ罷免セラレタル者ヲ一時復職セシムルコト緊要ニシテ且他ニ適任者ヲ得ルコト不可能ナル旨主張スル場合ハ其ノ責任アル官吏ノ署名セル右趣旨ノ申請書ヲ本司令部ニ提出スルコトヲ得、本申請書ニハ其ノ者ノ姓名、官等、地位、職務及職責ヲ記載シ斯カル一時的復職ノ緊要ナル理由、一時的復職ノ期間及他ノ適任者ヲ得ル爲ニ爲シタル努力ヲ詳細ニ記載スペシ、本申請書ニハ下記第一〇項ニ規定セラレタル調査表一通ヲ附スベシ、日本帝國政府ハ本司令部ガ書面ヲ以テ許可ノ旨ヲ指示スル迄ハ斯カル一時的復職ヲ實施セザルモノトス

○、官職ヨリ好マシカラザル者ガ一掃セラルルコトヲ確實ナラシムル爲左ノ措置ヲ實施スルモノトス

A、日本帝國政府ハ各省又ハ其ノ他ノ適當ナル各機關ニ對シ其ノ權限内ニ在ル第三項所定ノ地位ヨリ經歷上附屬書A號列舉ノ種類ニ屬シタルコト明ナルカ、又ハ此ノ種ノ者タリシコト判明シ居ル者ヲ罷免スペキコトヲ訓令ス、後ニ掲ゲル調査表ハ罷免ノ通告以前ニ本人ヨリ之ヲ提出セシム

B、日本帝國政府ハ更ニ各省又ハ其ノ他ノ適當ナル各機關ニ對シ附屬書B號所定ノ調査表ヲ作成シ且其ノ權限内ニ在ル第三項所定ノ地位ノ總テノ現職者及其ノ權限内ニ在ル官職ノ將來ノ志望者ニ對シ之ヲ配布スペキコトヲ訓令ス、右調査表ヲ審査ノ上其ノ結果及其ノ他政府ノ知リ得タル一切ノ事項ニ基キ本指令ノ規定ニ從ヒ該當者ヲ罷免シ、又

ヘ其ノ就職ヲ拒否ス

一、各省又ハ其ノ他ノ適當ナル各機關ハ豫メ調査表ノ取扱ニ關スル計畫ヲ樹立シ左ノ事項ヲ規定スルモノトス

## A、配 布

## B、蒐 集

## C、審 査

## D、調査表ノ情報ニ基キ執ル措置

E、分類及綴込一機關、該當者ノ階級及執リタル措置（例ヘベ罷免又ハ留任）ニ關シ調査表ヲ參照シ得ル如キ方式ニ依ルベシ

二、各計畫ハ官等ノ高キ者ノ占ムル地位ヲ第一ニ選擇スペキコトヲ規定スルモノトス、各省又ハ其ノ他ノ各機關ハ記入済ノ調査表ノ謄本一組ヲ本部ニ備付ケ本司令部ノ閲覽又ハ持出ニ便ナラシム

一三、各省又ハ其ノ他ノ各機關ハ調査表ト共ニ大略附屬書C號所定ノ型式ヲ有シ「アルファベット」順ニ綴込ミタル調査表記録「カード」ヲ本部ニ備付ケ本司令部ノ閲覽又ハ持出ニ便ナラシムルモノトス、右「カード」ハ英文ニテ希望ニ依リテハ日本文ヲ添フルモ可ナリ記入スルモノトス、各調査表ト共ニ關聯スル記録「カード」トニハ各省又ハ其ノ他ノ各機關ヲ示ス記號及同一番號ヲ附スルモノトス

一四、來ルベキ選舉ニ於テ日本ノ民主主義的分子ニ對シ日本ノ軍國主義的國家主義及侵略ノ期間中拒否セラレタル帝國議會ノ議席獲得ノ充分ナル機會ヲ與フル爲及日本國民ヲ欺瞞シ、世界征服ノ擧ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ勢力ヲ新議會ヨリ除去スル爲附屬書A號所定ノ種類ニ該當スル一切ノ者ハ帝國議會ニ於ケル一切ノ選舉ニ係ル地位ニ對スル候補者タルノ資格ヲ剝奪セラルベキモノトス、右ノ者一切ハ時期ノ如何ヲ問ハズ地方長官又ハ市長ノ候補者タルノ資格ナキモノトス、右ノ者ハ總テ貴族院ヨリ除去セラレ且今後其ノ議員ニ任命セラレルコトヲ得ズ、日本帝國政府ハ右選舉ニ係ル地位ニ對スル候補者タルノ資格剝奪實施ノ爲所要ノ規則ノ發布、本指令ニ準據シテ作成シタル缺格

者ノ種類ノ公告及本指令ニ依ル缺格者ニ非ザル旨ノ各候補者毎ノ證明ヲ含ム措置ヲ講ズベシ、政府ハ英ノ講ゼントスル措置ニ關シ包括的報告ヲ本司令部ニ提出スルモノトス

一五、日本帝國政府ハ左ノ報告書ヲ本司令部ニ提出ス（英文三通）

A、第八項及第十四項所定ノ報告書

B、第十一項所定ノ各省又ハ其ノ他ノ各機關ノ權限範圍毎ニ區分シ左ノ事項ヲ記載シタル週間報告書  
トキハ其ノ訂正ヲ命ズルコトアルベシ

C、各省又ハ其ノ他ノ各機關ノ權限範圍毎ニ區分シ左ノ事項ヲ記載シタル週間報告書

- (1) 調査ヲ要スル現職者ノ占ムル地位ノ總數
  - (2) 前ニ調査セラレタル地位及當該週間ニ調査セラレタル地位ノ數及類型
  - (3) 當該週間ニ罷免セラレ又ハ就職ヲ拒否セラレタル者ノ數
  - (4) 當該週間ニ罷免セラレ又ハ就職ヲ拒否セラレタル者ノ姓名、階級、地位及調査表番號
- 一六、本司令部ハ本指令が遵守セラレ居ルヤ否ヤヲ確ムル爲必要ナル視察及調査ノ準備ヲ爲スペク日本帝國政府ハ右ノ視察及調査ノ實施ニ必要ナル一切ノ援助ヲ爲スモノトス、罷免又ハ就職拒否ニ關シ及選舉ニ係ル地位ニ對スル候補者タルノ資格剝奪ニ關シ日本政府ノ講ジタル措置ハ本司令部ニ依リ審査セラルベク且取消サルコトアルベシ
- 一七、本指令所定ノ一切ノ調査表、報告書若ハ申請書ノ故意ノ虛偽記載又ハ此等ノ中ニ於ケル充分且完全ナル發表ノ懈怠ハ降伏條件ノ違反トシテ聯合國最高司令官之ヲ處罰スルコトヲ得ベシ、更ニ日本帝國政府ハ右ノ如キ故意ノ虛偽記載又ハ不發表ニ對シ日本裁判所ニ於テ日本法律ニ依リ適當ナル處罰ヲ爲スニ必要ナル一切ノ規定ヲ爲シ且必要ナル起訴ヲ行フモノトス

最高司令官ニ代リ

高級副官部高級副官補

H . W . A . R . E . N . D . A . Z . O .

附屬書

罷免及排除スペキ種類

A、戦争犯人

戦争犯罪人容疑者トシテ逮捕セラレタル者但シ釋放又ハ無罪放免セラレタル者ヲ除ク

B、職業陸海軍職員—陸海軍省ノ特別警察職員及官吏

時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ノ何レカヲ占メタコトアル一切ノ者

一、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又ハ最高戰爭指導會議ノ一員

二、帝國正規陸海軍將校又ハ特別志願豫備將校

三、憲兵隊、海軍保安隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ特別若ハ祕密諜報機關又ハ陸海軍警察機關ニ於テ又ハ之ト共ニ勤務スル武官、又ハ軍屬

四、陸軍省（但シ昭和二十年九月一日以後任命セラレタル者ヲ除ク）

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官勅任官以上ノ總テノ文官、又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラル地位ニ在ル總テノ文官

五、海軍省（但シ昭和二十年九月一日以後任命セラレタル者ヲ除ク）

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官勅任官以上ノ總テノ文官、又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラル地位ニ在ル總テノ文官

C、極端ナル國家主義的團體、暴力主義的團體又ハ祕密愛國團體ノ有力分子

日本政府ニ對スル覺書「或種ノ政黨、協會其ノ他ノ團體ノ廢止ニ關スル件」AGO九一（昭和二十一年一月四日附）

G S 所掲ノ團體又ハ其ノ支部、補助團體、機關若ハ關係團體（下記D項ニ引用セル團體ヲ除ク）ノ何レカニ對シ時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ關係アリタル者

1、創立者、役員又ハ理事タリシ者

2、要職ヲ占メタル者

3、一切ノ刊行物又ハ機關誌紙ノ編輯者

4、自發的ニ多額ノ寄附（寄附シタル金額又ハ財產ノ價格が絕對的ニ多額ナルカ又ハ本人ノ財產ニ比シ多額ナル者ノ）ヲ爲シタル者

D、大政翼賛會、翼賛政治會及大日本政治會ノ活動ニ於ケル有力分子

時期ノ如何ヲ問ハズ

1、左ノ團體ノ創立者、中央役員、中央理事、中央委員會委員長、又ハ都道府縣支部ノ指導的役員タリシ者

2、左ノ團體ノ刊行物又ハ機關誌紙ノ編輯者タリシ者、

a、大政翼賛會及一切ノ關係團體

b、翼賛政治會及一切ノ關係團體又ハ機關

c、大日本政治會及一切ノ關係團體又ハ機關

E、日本ノ膨脹ニ關係セル金融機關並ニ開發機關ノ役員

昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ヲ占メタル者  
左ノ機關ノ何レカノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役若ハ監查役監事又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ於テ左ノ機關ノ支店ノ支配人

南滿洲鐵道株式會社、滿洲拓殖株式會社、北支那開發株式會社、中支那振興株式會社、南洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、滿洲重工業株式會社、南洋興發株式會社、東洋拓殖株式會社、戰時金融金庫、資金統合銀行、南方開發金庫、外資金庫、朝鮮殖產銀行、獨逸東亞銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、滿洲中央銀行、滿洲拓殖銀行、朝鮮信託株式會社

其ノ他ノ一切ノ銀行、開發會社又ハ機關ニシテ其ノ主要目的ガ植民地若ハ日本占領地ニ於ケル植民及開發活動ニ對スル金融又ハ植民地若ハ日本占領地ノ財政的資源ノ動員若ハ支配ニ依ル軍需生產ニ對スル金融ニ在リタルモノ

F、占領地ノ行政長官

左ノ地位ニ在リタル日本官吏

一、朝鮮

總督、政務總監、中樞院參議

二、臺灣

總督、總務長官

三、關東州

總督、行政長官、警察部長

四、南洋廳

總督、南洋行政事務局

五、蘭領印度

軍政監、民政長官

六、マライ

軍政官、民政長官、「シンガポール」市長

七、佛領印度支那

總督、警視總監、總務局長、財政事務取扱者

八、ビルマ

ビルマ政府顧問、日本軍政監部政務部長、中央行政部内務部長

九、支那

南京傀儡政府顧問、大使

一〇、滿洲國

總務長官、總務廳次長、協和會中央機關役員

一一、其ノ他

蒙疆聯合自治政府、フィリピン傀儡共和國、自由印度假政府及「タイ」國ニ於テ現地人ノ對日協力派行政機構ノ統制ニ對シ責任アル日本官吏

G、其ノ他ノ軍國主義者及極端ナル國家主義者

一、軍國主義的政權反對者ヲ攻撃シ又ハ其ノ逮捕ニ寄與シタル一切ノ者

二、軍國主義的政權反對者ニ對シ暴行ヲ使嗾シ又ハ敢行シタル一切ノ者

三、日本ノ侵略計畫ニ關シ政府ニ於テ活潑且重要ナル役割ヲ演ジタルカ又ハ言論、著作若ハ行動ニ依リ好戦的國家主義及侵略ノ活潑ナル主唱タルコトヲ明ニシタル一切ノ者

## 六、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

(勅令第一號 昭和二・二、二三)

第一條 政黨、協會其ノ他ノ團體ニシテ其ノ目的又ハ行爲が左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ結成スルコトヲ得ズ

一、占領軍ニ對スル反抗若ハ反対又ハ日本國政府ガ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キテ發シタル命令ニ對スル反抗若ハ反対

二、日本國ノ侵略的對外軍事行動ノ支持又ハ正當化

三、日本國ガ他ノアジア、インドネシア又ハマレー人種ノ指導者タルコトヲ僭稱

四、日本國ニ於ケル外國人ノ貿易、商業又ハ職業從事ヨリノ排除

五、日本國及諸外國間ニ於ケル自由ナル文化又ハ學術ノ交流ニ對スル反対

六、日本國內ニ於ケル軍事的若ハ準軍事的訓練ノ實施、陸海軍軍人タリシ者ニ對スル同等ノ民間人ニ與ヘラル以上ノ恩典ノ供與若ハ特種ノ發言權ノ付與又ハ軍國主義若ハ軍人的精神ノ存續

七、暗殺其ノ他ノ暴力主義的計畫ニ依ル政策ノ變更又ハ斯カル方法ヲ是認スルガ如キ傾向ノ助長若ハ正當化政黨、協會其ノ他ノ團體又ハ個人若ハ集團ハ前項各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書或種ノ政黨、協會其ノ他ノ團體ノ廢止ニ關スル件二ニ該當スル團體トシテ内務大臣ノ指定スルモノハ解散ス

第三條 前二條ノ團體ガ其ノ全部又ハ一部ニ付直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル資產ニ關スル取引ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

政府ハ前項ノ資產（帳簿、書類及記錄ヲ含ム）ヲ接收保管スルモノトス

政府ハ前項ノ接收保管ニ係ル資產ヲ食糧ノ生産其ノ他民生上必要アル用途ニ使用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル團體ハ内務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ第一條第一項ノ團體ト看做ス

一、其ノ主要役員ノ孰レカガ左記ノ一ニ該當スルモノ

（イ）第二條ノ規定ニ依リ解散シタル團體（同條ノ規定ノ適用前解散シタル第一條第一項各號ノ一ニ該當スル團體ニシテ内務大臣ノ指定スルモノヲ含ム）ノ構成員タリシ者

（ロ）昭和五年一月一日以後現役ニ在リタル正規ノ陸海軍ノ將校又ハ特別志願豫備將校タリシ者

（ハ）憲兵隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ陸海軍警察機關ノ特殊若ハ祕密諜報機關ニ勤務シタル者又ハ之ト協力シタル者

二、其ノ構成員ノ四分ノ一ヲ超ユル者ガ第一條第一項又ハ第二條ノ規定ニ該當スル團體ノ構成員タリシモノ

第五條 政黨、協會其ノ他ノ團體ニシテ其ノ目的又ハ行爲ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ結成シ又ハ當該行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一、公職ノ候補者ヲ推薦シ又ハ支持スルコト

二、政府ノ政策ニ影響ヲ與フル行爲ヲ爲スコト

三、日本國及諸外國間ノ關係ニ關シ論議スルコト

前項ノ團體ノ主幹者ハ豫メ其ノ團體ニ付左ノ各號ニ掲グル事項ヲ其ノ主タル事務所ノ所在地ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ區長）ニ届出ヅベシ届出デタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一、名稱

二、目的

三、主タル事務所ノ所在地

四、役員ノ住所 氏名、軍隊又ハ警察ニ勤務シタル者ニ在リテハ其ノ旨並ニ其ノ現ニ所屬シ又ハ所屬シタル團體ノ名稱

五、有力ナル財政的援助者ノ住所氏名並ニ其ノ援助ノ金額

六、構成員ノ住所氏名ノ名簿

前二項ノ規定ハ労働組合ニ準ズベキ労働者又ハ被傭者ノ團體ニハ之ヲ適用セズ

第六條 第一條ヲ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第五條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハサズ又ハ虛偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人の代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ第六條ノ違反行

爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本令ハ昭和二十一年一月四日ヨリ之ヲ適用ス、但シ第六條乃至第八條ノ規定並ニ附則第二項及第三項ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體ニシテ本令公布ノ日ニ於テ現ニ存スルモノノ主幹者ハ本令公布ノ日ヨリ二十日以内ニ同條第二項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

## 七、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

### (第二條ノ規定ニ依ル團體)

(内務省告示第一九號、昭和二十一年一月二十五日)

大東亞協會	玄洋社
金鷲學院	大化會
東亞聯盟 <small>(東亞聯盟同志會及東亞聯盟協會ヲ意味ス)</small>	大和俱樂部
大日本勤皇會	勤皇護國會
東京創生會	勤皇維新同盟
事變處理研究會	日本思想研究會
青年亞細亞同盟	東亞思想戰研究所

南鳴會	政教社
聖戰完勝會	全日本國民特攻隊總本部
皇國同志會	東南亞細亞民族解放同盟
東亞協會	東亞新秩序研究會
大東亞建設協會	大東亞青年隊
亞細亞大陸協會	大亞細亞協會
興亞運動同志會	興亞滅共聯盟
同仁會	對支同志會
天柱塾	北海道國民道場
信濃ひもろぎ塾	長崎創生會
米澤ひもろぎ塾	振東塾
立山塾	東明塾
富山青年有志會	國民生活研究所
男建會	大亞拓士義塾
佐賀縣維新同志會	

## 八、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

(第四條ノ規定ニ依ル團體)

(内務省告示第二〇號 昭和二十一年二月二十五日)  
(改正内務省告示第八九號 昭和二十一年六月二十五日)

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 大日本一新會           | 大日本興亞同盟           |
| 大日本生產黨           | 大日本赤誠會(大日本青年黨ヲ含ム) |
| 建國會              | 黒龍會               |
| 大東塾              | 鶴鳴莊               |
| 國際反共聯盟           | 國際政經學會            |
| 國粹大衆黨部           | 國體擁護聯合會           |
| 瑞穂俱樂部            | 尊攘同志會             |
| 天行會              | 東方同志會             |
| 東方會(振東社ヲ含ム)      | やまとむすび(大日本黨ヲ含ム)   |
| 時局協議會            | 全日本青年俱樂部          |
| 明倫會              | 言論報國會             |
| 大東亞青年同盟          | 聖戰明徵國民運動總本部       |
| 明倫會聯合會           | 國粹同盟              |
| アジア青年社會          | 大日本皇道會            |
| 大直策              | 皇民實踐協議會           |
| 國直               | 維新公論社             |
| 國直               | 大日本勤皇同志會          |
| 國直               | 大日本經國聯盟           |
| 國直               | 世界皇化會             |
| 至心寮              | 神風特攻後續隊           |
| 水戸ひもろぎ塾          | 振東塾               |
| 愛鄉會              | 皇道翼賛青年聯盟          |
| 勤皇まことむすび茨城地方事務局  | 大道路               |
| 勤皇まことむすび大阪地方事務局  | 勤皇まことむすび京都地方事務局   |
| 勤皇まことむすび津島道場     | 國柱團               |
| 神農塾              | 國紫山塾              |
| 勤皇まことむすび福島ひもろぎ塾  | 東天塾               |
| 勤皇まことむすび東福島ひもろぎ塾 | 一縣勤皇運動            |
| 勤皇まことむすび愛鄉塾      | 勤皇天道會             |
| 勤道維新塾            | 勤皇天道會             |

青森縣勤皇青年同盟

雄姿塾

勤皇まことむすび岡山地方事務局

倉敷市勤皇まことむすび

津山勤皇まことむすび

八束勤皇まことむすび

興南青年塾

大日本猶興會

小松勤皇まことむすび  
顕真塾

岡山市勤皇まことむすび

和氣勤皇まことむすび

中和勤皇まことむすび

香川勤皇まことむすび

革新青年黨

## 九、就職禁止退官退職等ニ關スル件

(勅令第百九號 昭和二十一年二月二十八日)

改正(勅令第三百六號 昭和二十一年六月四日)  
(勅令第三百七號 同)

第一條 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件ニ掲グル條項ニ該當スル者トシテ内閣總理大臣ノ指定スル者(以下覺書該當者ト稱ス)ニシテ通常一級官待遇以上ノ者ノ占ムル官職ニ在ルモノハ退官又ハ退職セシメラレ爾後官職ニ就クコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト困難ナル事情アルトキハ同項ノ規定ニ拘ラス内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ヲ官職ニ留任又ハ再任セシムルコトヲ得

覺書該當者ハ第一項ノ規定ニ該當セザル者ト雖モ官職ヨリ退官若ハ退職セシメラレ又ハ官職ニ就カシメザルコトアル

ベシ

第二條 前條ニ於テ官職トハ官廳ノ特別ノ支配ニ屬スル會社、協會其ノ他ノ團體トシテ内閣總理大臣ノ指定スル團體ノ職員ノ職ヲ含ムモノトシ通常一級官待遇以上ノ者ノ占ムル官職トハ此等ノ團體ニ付テハ其ノ幹部タル職員ノ職ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 第一條第一項ノ覺書ニ基キ退官又ハ退職シタル者ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公私ノ恩給年金

其ノ他ノ手當又ハ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第四條 覚書該當者ハ帝國議會ノ議員又ハ市長ト爲ルコトヲ得ズ、其ノ現ニ帝國議會ノ議員タル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第五條 地方長官貴族院多額納稅者議員互選規則第四條及第三十九條ノ互選人名簿ヲ調製セントスル場合ニ於テハ互選人タルベキ者ヲシテ其ノ者が覺書該當者ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ提出セシムベシ

地方長官前項ノ書面ヲ受取りタルトキハ直ニ内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ニ之ヲ送付スベシ

第二項ノ規定ハ貴族院伯子男爵議員又ハ貴族院帝國學士院會員議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ地方長官トアルハ貴族院伯子男爵議員ニ付テハ宗秩寮總裁、貴族院帝國學士院會員議員ニ付テハ選舉管理者トシ書面ノ送付ニ付テハ内務大臣ヲ經ルコトヲ要セザルモノトス

第六條 覚書該當者ハ衆議院議員候補者タルコトヲ得ズ

衆議院議員選舉法第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出(以下届出又ハ推薦届出ト稱ス)ヲ爲サントスル者ハ選舉長ニ對シ議員候補者タルベキ者ガ覺書該當者ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ併セ提出スベシ

選舉長議員候補者タルベキ者ガ覺書該當者ナルコトヲ確認シタルトキハ其ノ者ニ係ル届出又ハ推薦届出ヲ受理スルコトヲ得ズ

選舉長第二項ノ書面ヲ受取リタルトキハ直ニ内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ニ之ヲ送付スベシ

議員候補者ニ付第一條第一項ノ指定アリタルトキハ當該議員候補者ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

第七條 各廳ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條第一項ノ指定ニ關シ必要アルトキハ關係者ニ對シ資料ノ提出又ハ事實ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 第五條第一項（同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第六條第二項ノ書面又ハ前條第一項ノ調査表ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同項ノ調査表ヲ微セラレ之ヲ提出セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス、各廳が第一條第一項ノ覺書ニ基キ報告書ヲ聯合國最高司令官ニ提出スル場合ニ於テ其ノ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタル記載ヲ爲シタル者ニ付亦同ジ

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 一〇、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件

（閣令、内務省令第一號 昭和二十一年二月二十八日）

第一條 昭和二十一年勅令第百九號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボソダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職等ニ關スル件）（以下令ト稱ス）

第一條第一項ノ規定ニ基キ覺書該當者トシテ指定セラルベキ者ノ範囲ハ別表第一ニ依ル  
令第一條第一項ノ規定ニ依ル指定ハ本人ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

内閣總理大臣前項ノ通知ヲ爲ス場合ニ於テハ衆議院議員候補者又ハ貴族院多額納稅者議員互選人ニ關スルモノニ在リテハ關係地方長官ニ、貴族院伯子男爵議員被選人ニ關スルモノニ在リテハ宗秩寮總裁ニ、貴族院帝國學士院會員議員互選人ニ關スルモノニ在リテハ帝國學士院長ニ對シ併セテ其ノ旨ヲ通知ス

第二條 覺書該當者ニシテ令第二條ノ國體ノ幹部タル職員ノ職ニ在ルモノハ當該國體ノ主管大臣ニ於テ之ヲ解任スルモノトス

ノトス

第三條 令第一條第二項ノ規定ニ依リ覺書該當者ヲ留任又ハ再任セシムルハ覺書第八項又ハ第九項但書ニ該當スル場合ニ限ル

第四條 令第二條前段ノ國體及同條後段ノ國體ノ幹部タル職員ノ職ハ別表第二ニ依ル

第五條 令第五條第一項（同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ令第六條第二項ノ書面ハ昭和二十一年内務省令

第二號第三條ノ確認書ヲ有スル者ニ在リテハ別記様式（一）ニ依リ二通、其ノ他ノ者ニ在リテハ別記様式（二）ニ依リ四通（令第五條第三項ノ場合ニ在リテハ三通）提出スベシ

第六條 令第七條ノ規定ニ依ル調査表ハ左ノ各條ノ一二該當スル者ニ就キ主管大臣（樞密院、會計検査院、行政裁判所

貴族院事務局又ハ衆議院事務局ノ職員ニ係ルモノニ付テハ内閣總理大臣、地方行政事務局部内又ハ都廳府縣ノ職員ニ係ルモノニ付テハ内務大臣以下之ニ同ジ）ニ於テ之ヲ徵スルモノトス

一、令第一條第一項ノ通常勤任待遇以上ノ者ノ占メル官職ニ在ル者

二、令第二條後段ニ規定スル法人ノ幹部タル職員ノ職ニ在ル者

三、各廳判任待遇以上ノ官職又ハ令第二條前段ニ規定スル團體ノ職員ノ職ニ採用セントスル者  
前項ノ調査表ハ別記様式（三）ニ依リ三通徵スルモノトシ内一通ハ主管大臣内閣總理大臣ニ之ヲ送付スペシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一

覺書該當者トシテ指定セラルベキ者ノ範圍左ノ如シ

一、戦争犯罪人

戦争犯罪人容疑者トシテ逮捕セラレタル者但シ釋放又ハ無罪放免セラレタル者ヲ除ク

二、職業陸海軍職員—陸海軍省ノ特別警察職員及官吏

時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ノ何レカラ占メタルコトアル一切ノ者

1、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又ハ最高戰爭指導會議ノ一員

2、正規陸軍將校

陸軍補充兵（陸軍補充條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）ノ正規ノ任用規定ニ依リ現役將校（從前ノ將校相當官ヲ含ム）ニ任用セラレ將校任用ノ當初ヨリ陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令、陸軍服役條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）ニ依ル現役ニ服シタル者

3、陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生、操縦候補生等ヨリ豫備役將校ト爲リタル者ニシテ昭和十四年勅命第七百三十一號ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタルモノ

4、正規海軍將校

海軍武官任用令（海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）ノ正規ノ任用規定（昭和十九年勅令第百四十六號及舊昭和十七年勅令第五百號ヲ含ム）ニ依リ現役士官又ハ現役特務士官ニ任用セラレ、士官又ハ特務士官任用ノ當初ヨリ海軍武官服役令（海軍特務士官服役令、海軍高等武官準士官服役令其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム）ニ依ル現役ニ服シタル者

5、海軍特別志願豫備將校

イ、召集中ノ豫備員ニシテ海軍豫備員ヨリスル海軍武官任用等特例（舊昭和九年勅令第百七十三號ヲ含ム）ニ依リ志願ニ基キ現役士官ニ任用セラレタルモノ

モノ

ロ、召集中ノ豫備役ノ士官及特務士官ニシテ海軍武官服役臨時特例第二條ノ規定ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタル

モノ

6、憲兵隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ特別若ハ祕密諜報機關又ハ陸海軍警察機關、於テ又ハ之ト共ニ勤務スル武官、兵又ハ軍屬

7、陸軍省（但シ昭和二十年九月二日以後任命セラレタル者ヲ除ク）

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上ノ總テノ文官又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラルル地位ニ在ル總テノ文官

8、海軍省（但シ昭和二十年九月二日以後任命セラレタル者ヲ除ク）  
大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上ノ總テノ文官又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラルル地位ニ在ル總テノ文官

三、極端ナル國家主義的團體、暴力主義的團體又ハ祕密愛國團體ノ有力分子左ニ掲タル團體ノ何レカニ對シ時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ關係アリタルモノ

- 1、創立者、役員又ハ理事タリシ者
- 2、要職ヲ占メタルモノ

- 3、一切ノ刊行物又ハ機關誌紙ノ編輯者

- 4、自發的ニ多額ノ寄附(寄附シタル金額又ハ財產ノ價格ガ絶對的ニ多額ナルカ又ハ本人ノ財產ニ比シ多額ナルモノ)

ヲ爲シタル者

東京都	金鶴學院
大日本一新會	黒龍會
大日本生產黨	國際反共聯盟
大月本赤誠會	國際政經學會
大東亞協會	國粹大衆黨
大東塾	國體擁護聯合會
言論報國會	明倫會
玄洋社	瑞穗俱樂部
時局協議會	尊攘同志會
鶴鳴莊	大化會
建國會	天行會

東亞聯盟(東亞聯盟同志會及東亞聯盟協會ヲ含ム)

東方同志會	大和俱樂部
東方會	大日本勤皇會
やまとむすび本社	皇道翼賛青年聯盟
全日本青年俱樂部	聖戰明徳國民運動總本部
東南亞細亞民族解放同盟	明倫會聯合會
東亞新秩序研究會	國粹同盟
大東亞建設協會	天關打開期成會
大東亞青年隊	大日本皇道會
大東亞建設國民運動研究會	愛國社
大亞細亞協會	勤皇護國會
亞細亞大陸協會	東京創生會
興亞滅共聯盟	勤皇まことむすび
興亞運動同志會	維新公論社
對支同志會	御橋會
同仁會	勤皇維新同盟
大東亞青年同盟	事變處理研究會
	日本思想研究會



和歌山縣

福岡縣

大亞拓士義塾

香川勤皇まことむすび

佐賀縣維新同志會

香川川縣

興南青年塾

四、大政翼賛會、翼賛政治會及大日本政治會ノ活動ニ於ケル有力分子時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ニ在リタルモノ  
1、大政翼賛會

新體制準備委員

總裁

副總裁

常任顧問

顧問

常任顧問

總務

中央協力會議議長

中央本部事務總長

中央本部事務局各局長及中央訓練所長

中央本部事務局、中央訓練所ノ各部長及有力ナル副部長

2、大政翼賛會關係團體

イ、大日本翼賛壯年團

團長

副團長

顧問

幹事

本部長

都道府縣支部ノ團長、副團長、總務、本部長及各部長

ロ、大日本興亞同盟

總理

統理

副總理

常任顧問

理事長

副理事長 常務理事  
事務總長 事務次長  
事務局各局長 地方支部長  
八、其ノ他ノ關係團體

左ノ團體ノ中央本部ニ於ケル代表者及最高執行者

大日本產業報國會

農業報國聯盟

商業報國團

日本海運報國團

大日本青少年團

大日本婦人會

大日本勞務報國會

國防機械化協會

### 3. 貢賛政治會

貢賛政治結果準備會委員

總顧問

常任總務

總務

政務調查會長

代議士會長

事務局長

會計監督

事務局各部長

創立ノ籌畫ニ參シタル者

總顧問

總務

幹事長

政治調查會長

總務會長

大日本政治會

代議士會長

會計監督

各部長

5、翼賛政治體制確立協議會構成員

6、前記1乃至5ニ掲グル團體ノ刊行物又ハ機關誌紙ノ編輯者タリシ者  
備考 前記1乃至5ノ列記ハ團體ノ規約、職制等ノ改廢ニ依ル團體又ハ役員ノ名稱ニ異動アリタル場合ニ於テハ

各之ニ相當スルモノヲ含ムモノトス

五、日本ノ膨張三關係セル金融機關竝ニ開發機關ノ役員

昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ左ノ銀行又ハ會社等ノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長  
取締役、理事、顧問、相談役若ハ監查役監事タリシ者又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ於テ其ノ支店

ノ支配人タリシ者

南滿洲鐵道株式會社

滿洲拓殖株式會社

北支那開發株式會立

中支那振興株式會社

南洋拓殖株式會社

臺灣拓殖株式會社

滿洲重工業株式會社

南洋興發株式會社  
南洋拓殖株式會社

戰時金融金庫  
資金統合銀行

外資金庫  
南方開發金庫

朝鮮殖產銀行  
獨逸東亞銀行

臺灣銀行  
滿洲中央銀行

滿洲拓殖銀行  
朝鮮信託株式會社

其ノ他ノ一切ノ銀行、開發會社又ハ機關ニシテ其ノ主要目的ガ植民地若ハ日本占領地ニ於ケル植民及開發活動ニ對ス  
ル金融又ハ植民若ハ日本占領地ノ財政的資源ノ動員若ハ支配ニ依ル軍需生產ニ對スル金融ニ在リタルモノ

六、占領地ノ行政長官等

左ノ地位ニ在リタル者

1、朝鮮

昭和十二年七月七日以後ノ朝鮮總督、朝鮮總督府政務總監並朝鮮總督府中樞院ノ議長副議長顧問及參議

2、臺灣

昭和十二年七月七日以後ノ臺灣總督及臺灣總督府總務長官

3、關東洲

昭和六年九月十八日以後ノ關東長官、滿洲國駐劄特命全權大使及關東局總長

4、南洋廳

昭和十二年七月七日以後ノ南洋長官

5、蘭領印度

軍政官、海軍擔當軍政地區ノ民政總監及陸軍擔當軍政地區ノ陸軍司政長官ノ最上位ニ在リタル者

6、マライ

軍政監、陸軍軍政最高顧問及「シンガボール」市長

7、佛領印度支那

昭和十六年十二月八日以後ノ佛印特派特命全權大使佛印總督府總務長官事務取扱

印度支那銀行支配人

8、ビルマ

「ビルマ」軍政最高顧問、「ビルマ」政府最高顧問、勅任官又ハ之ニ相當スベキ地位ニ在リタル者ニシテ主任級南京政府顧問タリシ者及南京政府成立後ノ中華民國駐劄特命全權大使

9、支那

10、滿洲國

總務廳長官、總務廳次長及協和會中央機關役員

11、其他

蒙古聯合自治政府最高顧問及同政務顧問

「フイリピン」軍政最高顧問及「フイリピン」國駐劄特命全權大使、光機關長

「タイ」國駐劄特命全權大使

七、其ノ他ノ軍國主義者及極端ナル國家主義者

一 軍國主義的政權反對者ヲ攻撃シ又ハ其ノ逮捕ニ寄與シタル一切ノ者

二 軍國主義的政權反對者ニ對シ暴行ヲ使嗾シ又ハ敢行シタル一切ノ者

三 日本ノ侵略計畫ニ關シ政府ニ於テ活潑且重要ナル役割ヲ演ジタルカ又ハ言論、著作若ハ行動ニ依リ好戦的國家主義及侵略ノ活動ナル主唱者タルコトヲ明ニシタル一切ノ者

別表第二

令第二條前段ノ會社協會、其ノ他ノ團體

令第二條後段ノ其ノ幹部タル職員

日本製鐵株式會社

取締役社長、副社長、取締役及監查役

帝國石油株式會社

總裁、副總裁、理事及監事

帝國燃料株式會社

總裁、副總裁、理事及監事

帝國鐵業開發株式會社

社長、副社長、理事及監事

國際電氣通信株式會社

社長、副社長、取締役及監查役

日本石炭株式會社

理事長、副理事長、理事及監事

日本肥料株式會社

總裁、副總裁、理事及監事

日本發送電株式會社

社長、副社長、理事及監事

東北興業株式會社

總裁、副總裁、理事及監事

日本輸出農產物株式會社

社長、副社長、理事及監事

日本蠶絲統制株式會社

總裁、副總裁、理事及監事

日本通運株式會社

理事長、副社長、理事及監事

產業設備營團

總裁、副總裁、理事及監事

帝都高速度交通營團

社長、副社長、理事及監事

住宅營團

總裁、副總裁、理事及監事

農地開發營團

理事長、副理事長、理事及監事

中央食糧營團

總裁、副總裁、理事及監事

交易營團

總裁、副總裁、理事及監事

大日本醫療團

總裁、副總裁、理事及監事

日本銀行

總裁、副總裁、理事及監事

橫濱正金銀行

頭取、副頭取、取締役及監查役

日本興業銀行

總裁、副總裁、理事及監事

日本勸業銀行

總裁、副總裁、理事及監事

北海道拓殖銀行

頭取、副頭取、取締役及監查役

農林中央金庫

理事長、副理事長、理事及監事

商工中央金庫

理事長、理事及監事

庶民金庫

理事長、理事及監事

國民更生金庫

理事長、理事及監事

恩給金庫

總裁、副總裁、理事及監事

日本證券取引所

理事長、副理事長、理事及監事

生命保險中央會

理事長、副理事長、理事及監事

損害保險中央會

總裁、理事長、理事及監事

船舶運營會

會長、理事長、理事及監事

大日本育英會

總裁、理事長、理事及監事

全國金融統制會

理事長、理事及監事

精密機械統制會

總裁、副總裁、理事及監事

自動車統制會

理事長、副理事長、理事及監事

電氣機械統制會

總裁、副總裁、理事及監事

セメント統制會

理事長、副理事長、理事及監事

石炭統制會

石油統制會

瓦斯統制會

產業機械統制會

車輛統制會

輕金屬統制會

金屬工業統制會

化學工業統制會

鐵山統制會

統制會社令ニ依ル統制會社ニシテ其ノ

目的トスル事業ガ内地全般ニ亘ルモノ

左ニ掲タルモノガ最大ノ出資者タル會社

社長、副社長、取締役及監査役又ハ之ニ相當スペキ役員

1、政 府

2、國策會社又ハ營團

3、特 殊 銀 行

社長、理事及監事

## 一一、教職員ノ除去就職禁止及復職等ノ件

(勅令第二百六十三號 昭和二十一年五月七日)

第一條 本令施行ノ際現ニ教職ニ在ル者ニシテ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度ニ關スル管理政策ニ關スル件及同月三十日附教員及教育關係官ノ調査、除外及認可ニ關スル件ニ掲タル職業軍人、著名ナル軍國主義者若ハ極端ナル國家主義者又ハ聯合軍ノ日本占領ノ目的及政策ニ對スル著名ナル反對者(以下教職不適格者ト稱ス)ニ該當スル者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ教職ヨリ去ラシメラレ爾後教職ニ就クコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト困難ル事情アルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ適任者ヲ得ルニ至ル迄其ノ者ヲ教職ニ留マランムルコトヲ得

第一項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ通常一級官待遇以上ノ者ノ占ムル教職ニ在ル者ニ付昭和二十一年勅令第百九號第一條ノ規定ノ適用ヲ妨げズ

第二條 本令施行後六月以内ニ教職ニ就カントスル者ニシテ前條第一項ノ規定ニ準ジ教職不適格者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ爾後教職ニ就クコトヲ得ズ

第三條 本令施行前教職ヲ退カシメラレタル者ニシテ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度ニ關スル管理政策ニ關スル件及同月三十日附同教員及教育關係官ノ調査、除外及認可ニ關スル件ニ掲タル自由主義者又ハ反軍國主義者ニ該當スル者トシテ主務大臣ノ指定スルモノハ之ヲ本令施行後六月以内ヲ限り優先的ニ教職ニ復セシムルモノトス

第四條 本令ニ於テ教職トハ官立、公立又ハ私立ノ學校ノ教員其ノ他ノ職員、教育關係官公吏及教育ニ關スル法人ノ役員ノ職ニシテ主務大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第五條 各廳ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ第二條乃至第三條ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル調査表ヲ徵スベシ

第六條 前條ノ調査表ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同條ノ調査表ヲ徵セラ之ヲ提出セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一一、「教職員の除去、就職禁止及復職等の件」  
の施行に關する件

(開令、文部省令、農林省令運輸省令第一號昭和二十一年五月七日)

改正(閣令、文部省令、農林省令運輸省令第二號昭和二十一年五月二十五日)

第一條 昭和二十一年勅令第二百六十三號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツタム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件)(以下令と稱する)第一條又は第二條の規定に基いて、教職不適格者として指定を受けるべきものの範囲は、別表第一又は別表第二による、但し別表第一による指定は、別に定めるところの、審査委員會の審査判定に従つてこれを行ふ。

令第一條又は第二條の規定による指定は、本人に對する通知でこれを行ふ。

前項の通知は、大學、高等専門學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏(視學官の職にある三級の地方事務官と

觀學の職にある市吏員を除く—以下同様とする)及び教育に關する法人の役員については文部大臣が、國民學校、青年學校及び中等學校等(盲學校、聾啞學校及び各種學校を含める—以下同様とする)の教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員については、地方長官が行ふ。

令第一條第二項の規定により、教職に留まらせることができる者は、別表第二に掲げる者であつて、文部大臣が他に適任者を見出すことが非常に困難であると認めた場合に限る。但しその期間は、本令公布の日より六箇月以内とする。

る。

第二條 令第三條の規定に基いて、教職に復することができるものとして指定を受けるべきものは、自由主義、反軍國主義等思想上又は宗教上の理由によつて、昭和十二年七月七日以後退官又は退職を命ぜられ(依願退官又は依願退職者を含める)或は休職を命ぜられた者であつて、現に、教職に就くに適したる者とする。

前條の第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三條 令第四條の、私立の學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職に在る者が、教職不適格者として指定を受けたときは、文部大臣がこれを解職又は解任する。

第四條 令等四條の、學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員の職は、別表第三による。

第五條 令第五條の規定による調査表は、昭和二十一年閣令、内務省令第一號別記様式(三)(但し、英文の記載はいらない)により、大學、高等専門學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員については文部大臣が、國民學校青年學校及び中等學校等の教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員については、地方長官が、これを三通徵しその内の一通は、別に定めるところの審査委員會に送付し、地方長官

が徵したもの内一通は、文部大臣に、送付しなければならない。

四八

第六條 第一條、第二條及び第五條の規定において、文部大臣とあるのは、無線電信講習所にあつては、内閣總理大臣とし、水産講習所にあつては、農林大臣とし、海務學院、高等商船學校、海技專門學院、航海訓練所、商船學校、海員養成所の教員その他の職員及び運輸省の教員關係の官吏にあつては、運輸大臣とする。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

別表第一及び第二に掲げる範囲は、將來、教職員を採用する場合の、基準とする。

別表第一

教職不適者として、審査委員會の審査判定に従つて、指定を受けるべき者の範囲は、左の通りである。

一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて、左の各號の一に當る者。

1、侵略主義あるひは好戦的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策や、滿洲事變、支那事變又は今次の戰争に、理念的基礎を與へた者。

2、獨裁主義又はナチのあるひはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

3、人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。

4、民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者。

5、自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者又は何れかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。

6、右の何れにも當らないが、軍國主義あるひは極端な國家主義を鼓吹した者、又はその様な傾向に迎合して、教育

者としての思想的節操を缺くに至つた者。

二、ナチ政權あるひはファシスト政權又はその機關の顧問、囑託その他これと特別の關係を持ちその政策を行ふことに協力した者。

三、聯合國軍の日本占領の目的と政策に反対の意見を公表し、又は右の目的と政策に反対させる爲に他人を指導した者。

四、官公吏であつて、その職務を行ふにあたり宗教を迫害し、又は彈壓した者。

五、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編纂に當つた者。

六、昭和三年一月一日以降において、日本國によつて占領された聯合軍の領土内で日本軍の庇護の下に、學問上の探檢あるひは發掘事業を指揮し又はこれに參加した者。

別表第二

教職不適格者として、審査委員會にかけないで、指定を受けるべき者の範囲は次のやうである。

一、聯合國最高司令部によつて個人的に罷免の指令を受けた者。

二、昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者その他すべての職業軍人。

三、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

四、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者。但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學生専門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

1、東京農林専門學校拓殖科

2、盛岡農林専門學校附設第一拓殖訓練所

3、三重農林専門學校附設第二拓殖訓練所

4、宮崎農林専門學校附設第三拓殖訓練所

5、拓殖大學商學部拓殖學科

6、拓殖專門學校開拓科及び司政科

7、福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科

8、興亞專門學校本科及び專修科

9、明治大學專門部興亞科

10、日本大學專門部拓殖科

11、東京農業大學專門部拓殖科

12、前十一號以外の拓殖關係の學校

13、東亞同文書院（學部及附屬專門部を含む）

14、滿洲の建國大學

15、興亞練成所

16、興南練成院第三部

17、滿蒙開拓指導員養成所

18、神宮皇學館大學祭祀專攻科

19、神宮皇學館大學附屬專門部

20、國學院大學專門部附屬神道部

21、前三號以外の神職養成を目的とする學校

五、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日迄の間、次に掲げる官職に、通じて二年以上居た者。

1、内務省警保局の勅任官及び奏任官

2、文部省思想局又は教學局關係の事務に從事した勅任官及び奏任官

3、國民精神文化研究所、國民鍊成所、教學鍊成所、興亞鍊成所、興南鍊成院及び大東亞鍊成院の勅任官及び奏任官

4、情報局の總裁、勅任官及び奏任官

5、特別高等警察の經歷を持つ官吏

6、思想警察又は保護觀察、豫防拘禁に關係のあつた官吏

六、次のやうな團體の何れかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者。

1、創立者、役員又は理事であつた者

2、要職を占めた者

3、すべての刊行物又は機關誌紙の編輯者

4、自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者。

昭和二十一年勅令第一百一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社

## 別表第三

學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職は次のやうである。

- 一、官立、公立及び私立の學校（無線電信講習所、水產講習所、海務學院、海技專門學院、航海訓練所及び海員養成所を含める—以下同様とする）の校長及び教員の職
- 二、大學、高等專門學校又はこれと同等以上の學校で普通二級官待遇以上の職員の占める職及び私立の大學、高等專門學校の職員であつて二級官以上に相當するものの占める職（事務長等を言ふ）
- 三、文部省及び教育研修所の官吏、並びに運輸省海運總局における教育主管課長、教育主管課關係官であつて、普通二級官待遇以上の者の占める職。
- 四、東京都教育局の局長と各課長及び道府縣內務部長（教育民生部が設けられて居る府縣では教育民生部長）、都道府縣の教育主管課の課長（社會教育を含める）及びその課で普通二級官待遇以上の者の占める職、並びにその課と東京都の區、地方事務所に勤務する視學官である三級の方事務官の職。
- 五、市の教育主管部局課の長と視學である市吏員の職。
- 六、學校の設立者又は學校を經營する法人、大日本教育會及び大日本育英會の役員の職。

## 一二一、教職員の適格審査をする委員會に關する規程

（文部省訓令第五號 昭和二十一年五月七日）

**第一條** 教職員の適格審査をする委員會（以下教職員適格審査委員會と言ふ）はこれを分け、都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、教育職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會とする。

都道府縣教員適格審査委員會は地方長官が設け、都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校等の教員と視學官の職にある三級の方事務官及び視學の職にある市吏員を、學校集團教員適格審査委員會は學校集團長が設け、北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等專門學校の教員を、大學教員適格審査委員會は大學總長又は大學長が、大學別（數個の學部を置く大學では各學部別）に設けその大學の教員を、教育職員適格審査委員會は文部次官が設け、大學及高等專門學校の校長と「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件の施行に關する件」（以下施行規則と言ふ）別表第三の二乃至六の各項の一（視學官の職にある三級の方事務官及び視學の職にある市吏員を除く）に當る者を、中央教職員適格審査委員會は、施行規則別表第三の各號の一に當る者をそれぞれ審査する。

**第二條** 都道府縣教員適格審査委員會は、次の審査委員で組織する。

- 一、教員代表都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校の教員の中から大日本教育會が推薦した者七人
- 二、各界代表 教育團體、產業團體及び宗教團體等であつて、地方長官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人

第三條 學校集團教員適格審查委員會は、次の審査委員で組織する。

一、教員代表 北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等専門學校で、學校別毎に教員が互選した者六人

二、各界代表 教育團體、產業團體及び宗教團體等で、學校集團長が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人

三、教育職員代表 校長、學校管理者又は學校設立者等の中から學校集團長が委嘱した者三人

第四條 大學教員適格審查委員會は、教授及び助教授の實人員の三分の一に相當する員數で、教授五、助教授二の比率を以て互選した審査委員で組織する。

第五條 教育職員適格審查委員會は次の審査委員で組織する。

一、教員代表 教員の中から大日本教育會の推薦した者六人

二、各界代表 内務省の官吏の中から文部次官が委嘱した者一人、及び教育團體、產業團體、宗教團體等で文部次官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人

三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者又は學校設立者の中から、文部次官が命じ、又は委嘱した者四人

人

第六條 中央教職員適格審查委員會は、次の審査委員で組織する。

一、教員代表 教員の中から大日本教育會が推薦した者六人

二、各界代表 内務省の官吏の中から、文部大臣が委嘱した者一人、及び教育團體、產業團體、宗教團體等で文部大臣が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者五人

三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者又は學校設立者の中から文部大臣が命じ、又は委嘱した者四人

四、學識經驗のある者、帝國學士院長が推薦した者五人

第七條 各審査委員會は幹事、書記各若干名を置くことができる。

第八條 審査委員會を設置したときは、設置者は審査委員の名簿を添へ直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第九條 文部大臣が審査委員會の組織を不適當であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることが出来る。

第十條 各審査委員會は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員會の委員長は、審査委員の互選によつて定める。

第十二條 各審査委員會の審査委員が、審査に付せられたときはその審査委員は職務の執行から除かれる。

第十三條 審査委員會の審査は、原則として書面である。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査委員會に出頭させ、事實の陳述をさせて差支へない。  
審査委員會が必要と認めたときは現地について事實の調査その他の資料を集めることができる。

第十四條 審査委員會が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合、關係人を審査委員會に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十五條 審査委員會の審査判定は審査委員の過半數でこれを決する。但し可否が同數のときは審査委員長がきるところによる。

表決は無記名投票による。

第十六條 審査委員長は審査委員會の審査判定の結果を大學、高等専門學校の教員、その他の職員、教育關係官公吏及

び教育に關する法人の役員については文部大臣に、國民學校、青年學校、及び中等學校等の教員並びに視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員については、文部大臣と地方長官に知らせなければならない。

第十七條 審査委員長は適格の判定を受けた者が申請した場合別記様式判定書を與へなければならない。」

第十八條 審査委員會の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

#### 一、調査表

#### 二、審査記録

#### 三、適格者名簿

#### 四、不適格者名簿

#### 五、解職者及び復職者名簿

#### 六、其の他審査に關する一件書類

第十九條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することができる。

第二十條 中央教職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することが出来る。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格と判定することができる。

第二十一條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。

請求することができる。

第二十二條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官、又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十三條 前四條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十四條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査の又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。

第二十五條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

#### 別記様式

##### 第 號

##### 判 定 書

##### 住 所

氏 名 生 年 月 日

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定に依つて提出した書面を審査したところ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度に關スル管理政策、同月三十日附同教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關ス

ル件及昭和二十一年一月四日附同公務從事に適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件に掲げてある條項に當らない者であると判定する

年 月 日 ○○○適格審査委員長岡

**備考** この判定書は本人の提出したところの昭和二十一年勅令第二百六十三號に規定する書面にいつわりのことを書いてあつたり又は書かねばならないことを書いてなかつたときは其の效力はない。

#### 一四、教職員の適格審査に就て（文部大臣談）

文部省では昨年十月二十二日と同月三十日の二度にわたる教育界の刷新を目的とする聯合國最高司令官の二の覺書に基き、その實施に必要な法令の準備をして居りましたが今般漸く、成案を得、聯合國最高司令部の諒解を得ましたので勅令案に付ては樞密院の御諮詢を仰ぎ、これと共に關係法令を本日公布することとなりました。

ひの法令によつて全國約四十萬の教育關係者はすべて適否の審査を受け不適格者はその地位を去らなければならぬことになつたのであります。又思想的理由で教職から追はれた者にも復職の道が開かれることになりました。多年に亘つて我が國の教育界を毒して來た軍國主義的及び極端な國家主義的要素を全面的に排除し教育界を肅正致しますことは、ひとり我が教育界の健全な發達の爲の不可缺な前提であるのみならず、民主主義的平和主義的國家の建設のために至大の關係を有してゐる事柄であります。従つてこの教育界肅正工作は莫大な困難、犠牲を賭しても徹底的にやりとげなければなりません。

尚ほ、このことは、政府に於て聯合國側の要求があつたが故に止むを得ずなすといふわけではなく教育や文化の本来の使命に鑑み自發的に熱意を以てなさなければならない所であります。

審査は迅速、公正且つ良心的に實施しなければなりません。

規定そのものは極めて簡単だから色々疑問も起り得ることと思ひますが、常識を以て解釋し適正に運用しなければなりません。關係者は運用に付いて、黨派的動機や個人的反感などからこの機會を利用して故意に他人を陥れる様なことがあつてはなりません。と同時に當然排除すべき人々を情實から不當にかばふ様なことがあつてもなりません。

判断の資料たるべき事實は出来るだけ廣く集めたいと思ひます。

この意味に於て父兄その他事情に通する各方面の人々に對し眞面目な支持と協力を求めたいと思ひます。即ち適否の判定を下すのに参考となる様な信賴に價する正確な事實を、責任を明かにした署名文書等によつて文部省その他關係方面に提供される事を希望したいのであります。

實施について注意しなければならぬのは、教職員が戰時中傍観的態度をとらず一國民として持つべき當然の愛國心の發露からその地位、その立場に於て戰争に協力したこと、例へば前線、工場等に動員された學徒を激勵し、或は將兵のため義捐金を募集する演説をしたこと等まで糾弾する意味ではないのであります。

しかし、例へば平和主義者、自由主義者等を、時局に便乗して迫害した者や、學問的思想的立場から軍國主義的、又は極端なる國家主義的傾向を鼓吹した者や、上の傾向によつて日本の東亞政策や、今次の戰争の遂行に理念的基礎を與へた者や戰爭中軍や官僚の政策に迎合し終戰後巧妙に看板の塗り代へを行つた様な時局便界の徒も、教育者としての品位節操を缺いたものとして責任を免れないのです。

要するに、今回の教育界の肅正に就て文部省は聯合國最高司令部に對し重大な責任を負つて居るのであります、こ

の成否は世界の注目の的となつて居ります。これは、我が國民の民主主義訓練の一つの方法でもあり、是非とも良心的且つ效果的にやりとげなければならぬのであります。この意味で大方の心からなる協力を切望しでやまない次第であります。

## 一五、教育者中ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ 有スル者等ノ整理ニ關スル件

(昭和二十年十月二十七日發學六號 文部次官通牒)

(イ)

今般教育界ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者及軍國主義的乃至極端ナル國家主義的傾向ヲ有スル者ヲ概ナ左記要領ニ依リ整理ヲナスコトト相成タル處本件ニ關シテハ近ク具體的基準取扱細目等正式決定ノ上通牒相成ベキニ就テハ豫メ御了解ノ上之ガ措置ニ關シ萬遺憾ナキ様御準備相成度此段依命通牒ス

記

一、本業トシテノ陸海軍ノ將校士官又ハ下士官タルノ經歷ヲ有スル者(其ノ細目ハ追テ指示ス)へ學校ノ教員其ノ他教育上ノ指導的地位ニ在ルコトヲ得ズ之ガ取扱方ニ付テハ追而指示ス

(備考) 例ヘベ國民學校教員ガ應召シテ下士官又ハ將校トナリ復員ニ依リ復職シタルモノ等ノ如キハ本項ノ「本業トシテノ陸海軍將校士官又ハ下士官」ニ包含セラレザルニ付爲念

二、經理、衛生、技術等ニ關スル本業トシテノ陸海軍將校、士官又ハ下士官ノ經歷ヲ有スル者ノ大學高等專門學校ノ教

員ニ關シテハ特別ノ取扱ニ付追而指示スル見込

三、特ニ軍國主義的乃至極端ナル國家主義的傾向ヲ有スル者ニ付テモ前項同様ニ措置ス之ガ取扱ニ付テハ追而指示ス

四、第一項乃至第三項ノ該當者ト雖モ何分ノ指示アル迄ハ其ノ儘在職セシメテ差支ナシ、但シ義ニ電信ヲ以テ通牒ノ通

リ何分ノ指示アル迄ハ復員ノ陸海軍人ヲ教員又ハ教育上ノ指導的地位ニ新規ニ採用セザルコト

(備考)

本項ノ「復員ノ陸海軍人」ハ一切ノ復員軍人ヲ包含シ本業トシテノ陸海軍人ノ將校士官又ハ下士官ニ限定セラレザル儀ニ付爲念、尙何分ノ指示ハ聯合國軍側トノ折衝ノ済次第速ニ之ヲ爲ス見込

(ロ) 同 前

(昭和二十年十一月一日發學一八號 文部次官通牒)

反軍國主義的乃至自由主義的傾向又ハ言動ノ故ヲ以テ罷免、休職又ハ退職セシメラレタル教員及教育關係官公吏ノ再任用ニ關シテハ之ヲ適格者トシテ取扱フコトト相成度尙該當者ニシテ現ニ教員又ハ官公吏タルニ適スルモノハ之ガ優先再任用方可然御取計相成此段依命通牒ス

(ハ) 同 前

(昭和二十年十一月一日發學一八號 文部次官通牒)

十月二十七日發學六號ヲ以テ教育者中ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者等ノ整理ニ關シ通牒相成タル處軍國主義的若ハ極端ナル國家主義ナルコト又ハ聯合國進駐軍ノ目的及政策ニ反對的ナルコト明ナル者ハ直ニ處理致スコトト相成タルニ付テハ右該當者ニ付キ調査ノ上至急解職ノ御取運相成度此段依命通牒ス

追而右處置ヲナシタルトキハ至急本省ニ御報告相成度

## 一六、教職員退官退職措置に關する件

(昭和二十一年五月十日發學二二二號 文部省學校教育局長通牒)

(イ)

貴管下の公立私立學校教職員で本月七日以後に退官退職をしようとするものに付ては病氣その他真に止むを得ない一身上の理由に基くものを除き昭和二十一年勅令第二六三號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去就職禁止及復職等ノ件(五月七日官報登載)の規定に基きすべて調査表を徵し又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやうになつてをるので遗漏なく御取計下さい。

(ロ) 同 前

(昭和二十一年五月十三日祕一八一號 大臣官房祕書課長通牒)

官公立の學校教職員等で本年五月七日以後退官退職をしようとするものに付ては病氣、その他止むを得ない一身上の理由に基くものを除き勅令第二百六十三號教職員の除去就職禁止及復職等の件の規定に基きすべて調査表を徵し、又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやう特に御留意せられたい。

尙前記の病氣その他止むを得ない一身上の理由に基き退官、退職する場合には詳細理由書を具して内申せられたい。

## 一七、復員軍人の復職又は採用等に關する件

(昭和二十一年五月二十七日發學二五一號 文部省學校教育局長通牒)

今般標記の件について聯合國最高司令部より別紙寫の通り指令があつたから御承知の上遺漏なく實施して下さい。尙この指令は昨年十月二十五日發電信、同年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號の通牒の一部が解除されたものであるが、その復職又は採用については審査をうけなければならぬ。該當者は五月七日附で公布された教職員適格審査の關係法令に基づいて審査の上措置されるのであるから左記事項参照の上よろしく御取計下さい。

記

一、教員は職の如何に拘らず凡て審査をうける。

昨年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて授業擔當を留保されてゐる者及び復員軍人で新に教職につかうとする者も、凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員適格審査に關する規定の適用を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍に屬する者は當然不適格者として教職につけないことになる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合には授業を擔當することが出來、又新に採用せられることが出来る。

二、教育關係官公吏等で本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第三に掲げてある者は凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて右職務に從事することを留保されてゐる者、及

び復員軍人で新に右職に就かうとする者も、凡て一般教育關係官公吏等と同様五月七日附教員適格審査に關する規定を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍に屬する者は當然不適格者として其の職に從事することは出來ないことになる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合にはその職務に從事することが出來又新に採用されることが出来る。

右法令第一號別表第三に掲げてある職以外の教育關係官公吏等は適格審査委員會の審査を受けないが、適格審査に關する法令の趣旨に照し協議し差支なき場合に職務に從事することを留保される者は復職することが出来、又新に採用されることが出来る。

三、官公私立學校等の教職員の新規採用の場合は「便宜措置」として本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令第一號別表第二の各項に該當しないと思料せられる者に限り取敢へず任用し、任用後其の教職の適格、不適格を審査すれば良い。

但し復員軍人については本年五月二十二日附の聯合國最高司令官覺書「復員軍人の教職從事に關する件」により必ず先づ審査を終了したる後でないと就職することは出來ない。

聯合國最高司令官總司令部第三五號（民間情報教育部）

昭和二十一年五月二十二日

日本政府宛覺書終戰連絡中央事務局經由

高級參謀部長 陸軍代將 B · M · フィッシュ

復員軍人教職に採用の件

一、昭和二十年十月三十日附聯合軍最高司令部總司令官民間教育情報部發第三二號「教員及教育關係官の調査除外、認

可に關する件」第一項のC 參照。

二、日本軍隊より復員せる人々は皆、昭和二十一年五月七日に公布された勅令第二百六十三號に規定された適格審査に合格して認可を得れば、直に教職に就くことが出来るものである。

## 一八、恩給及惠與ニ關スル聯合軍總司令部ノ覺書ニ關スル件

（昭和二十年十二月五日發會一〇九號 文部次官通牒）

今般恩給及惠與ニ關シ聯合軍總司令部ヨリ別紙ノ通指令有之タルニ付テハ左記御了知ノ上右指令履行方ニ關シ萬遺漏ナキヲ期セラレ度右通牒ス

記

一、覺書一ノ「一九四六年二月一日以降可及的速ニ」トアルハ本覺書ニ依ル措置完了ノ期限ヲ示シタルモノナルニ付覺書一ノ各號ニ該當スル者ニ對シ支拂ハルベキ公私ノ恩給金其ノ他ノ給與金若ハ惠與ハ其ノ種類ノ如何及何人ニ對スルモノタルトヲ問ハズ本覺書指令ノ日タル本年十一月二十五日以降絶對ニ之ガ支拂ヲ爲サザルコト但シ恩給等ニシテ本年十一月二十五日前ヨリ引續キ支給サレツツアル者ニ付テハ來年一月三十日迄之ガ支給差支ヘナキモ同年二月一日以後ハ之ガ支給ヲ停止スルコト

コト

三、覺書三ノ公私恩給金證書等ノ無效宣言ニ付テハ關係廳ニ於テ法令的措置を講ズル豫定ナルヲ以テ官報等ニ留意スル

ト共ニ之ガ施行方に付積極的措置ヲ講ズルコト

四、本覺書ハ貴官下ノ諸團體（校友會、父兄會、後援會等ノ團體ヲ含ム）ニモ適用サルベキニ付右ニ對シテモ至急之ガ徹底ヲ計ルコト

五、本覺書ニ關シ必ズ左ノ報告ヲ文部大臣官房祕書課長宛提出スルコト

1 今後覺書一ノ各號ニ該當スル者アリタルトキハ直ニ其ノ官職氏名及該當セル事實アリタル日

2 本年八月十五日ヨリ十一月十五日迄ニ覺書ニ依リ禁止セラレタル恩給金其ノ他ノ給與金等ヲ支拂ヒタル向ニ在リテハ覺書四ノ1ノABCノ區分ニ依ル金額、給與金ノ種類、受給者ノ氏名及覺書一ノ各號ニ該當セル事實アリタル日

一九四五年十一月二十五日

## 覺書 對日本帝國政府 題目 恩給及惠與

東京中央連絡事務局

一、一九四六年二月一日以降可及的速ニ日本帝國政府ハ當司令部ニ依リ權限ヲ與ヘラレタル場合ヲ除キ左ノ事由ニ基キ下付又ハ授與サル公私ノ恩給金其他ノ給與金若クハ惠與ハ其ノ種類ノ如何及何人ニ對スルモノタルヲ問ハズ之ガ支拂ヲ禁止スベキ旨指令セラル

イ、軍務ニ從事シタルコト、此ノ場合離職金若クハ退職金又ハ同様ノ賞與金若クハ手當ヲ含ム、但シ受給者ノ就業能力ヲ制給スルガ如キ身體不具ノ場合、非軍事的原因ニ依リ生ジタル、同程度ノ不具者ニ對スル報償金ノ最低率ヲ超

エザル割合ヲ以テ支給スル報償金ハ此ノ限りニ在ラズ

ロ、聯合軍最高司令官ノ命令ノ結果解散若クハ停止サレタル社團、組合、又ハ其他ノ機關ノ構成員又ハ之等ノ勤務者タルコト

ハ、聯合軍最高司令官ノ命令ノ結果職務又ハ地位ヨリ解任セラレタル者

ニ、聯合軍最高司令官ノ命令ノ結果拘禁又ハ逮捕サレタル者ニアリテハ其ノ拘禁又ハ逮捕期間中、又ハ後日有罪ニ決定シタルトキハ永久ニ

二、前掲一ノ(イ)ノ制限ハ軍務ヨリ解カレタル以前ニ發生セル經常的支拂生活費、旅費其他ノ通常ノ手當ニハ適用セズ

三、一九四六年二月一日以降可及的速ニ本覺書ニ依リ禁止サレタル恩給金、其他ノ給與金、若クハ惠與ニ關スル權利、又ハ後日拂ヲ證明スル證書又ハ其他ノ書類ハ無效タルコトヲ直チニ宣言シ、政府ハ斯ル支拂ノ爲メ別除サレ居リタル金額又ハ預金ハ凡テ爾後之ヲ回収スベシ

四、本覺書受領後十日以内ニ左記ニ關スル詳細ナル報告書ヲ當司令部ニ呈出スベシ

イ、軍事的恩給金其ノ他ノ給與金

1、恩給

A、一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ、期限到来シ支拂ハルベキ金額ノ合計

B、一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ現金ヲ以テ支拂ハレタル金額ノ合計

C、證書、其ノ他スル支拂ニ對スル權利ヲ證明スベキ書類ニ依リ表示サレタル金額ノ合計、及ビスル支拂ノ爲メ別除サレ又ハ預金シアリタル金額ノ合計

2、離職金及退職金ニ付、前掲(1)ト同一項目ニ類別シタルモノ

3、其ノ他凡ニユル性質ノ手當、賞與又ハ惠與ニ付、前掲(1) 同一項目ニ類別シタルモノ  
ロ、非軍事的ナル公私ノ恩給金、其ノ他ノ給與金又ハ惠與ニシテ本覺書ニ依リテ禁止サレタルモノヲ前掲(イ)(1)ト  
同一項目ニ類別シタルモノ

ハ、本覺書ニ從フタメニ取ラレタル處置

五、前記ノ報告書ハ六通ヲ當司令部ニ提出スベシ

六、本覺書ニ依リ、必要トナリタル許可申請ヲ爲サントスルトキハ大蔵省ヲ經由シ、書面ヲ以テ當司令部ニ差出スベシ

七、本覺書受領ノ確認ヲ爲スベシ

#### 最高司令部代理

### 一九、教職員の適格審査に就て（文部大臣談）

既往二十年に亘つて、我が國の教育は軍國主義的、極端な國家主義的方向に狂げられて參りました。それを平和主義的、民主主義的方向に是正することは短時日には爲し得ない容易ならぬ仕事であります。

我が國が過去に於て犯して參つた罪惡と過誤とが、其の原因を辿れば結局教育が正しく行はれてゐなかつたことに歸着することは今日識者の均しく承認するところであります。従つて全國民は朝野を擧げて一層教育を尊重し、既往の教育について深く反省し、正しい理念に基いて教育を再建設しなければなりません。

教育の理念に關し米國では眞理（Truth）と平和（Peace）と云ふ二つのことがモットーとなつてゐるさうであります。眞理の尊重と平和の愛好、此の二者は單に米國に於てのみならずどの國に於ても現代に於てのみならず何時の世に

於ても變らないところの教育の普遍安當的理念であります。

教育者を含めて全國民は敗戦に依つて眞理と平和とに目醒めたのにも、それ等のものが教育理念であることは、

戰爭の結果如何に拘らず本來さうであること、即ち世の始めから世の終りまで變らない教育の根本原理であることを明

瞭に自覺しなければなりません。我々は聯合國側から教へられなくとも、又要求せられなくとも、自發的に積極的に眞

理と平和とを追求しなければなりません。

教育の改革的方面は眞理への奉仕であります。我々は此の方向に教育制度並びに教育内容を改革しなければなりません。然し其の完遂は一朝一夕では達し得られない、氣長な忍耐強さを要する建設的事業であります。教育改革の

消極的方面は、今日速急に實現することを要するところの、教育から軍國主義的、極端な國家主義的要素を拂拭するこ

とであります。これは教育に於ける平和の理念よりする當然の要請であります。

教育の各方面から軍國主義的、極端な國家主義的要素を拂拭する仕事は、教育内容の方面に關する限り、現に聯合國側の協力に依つて着々と進捗致しつゝあります。此のことは例へば神社や武道や軍事教練に對して取られた數々の措

置、從來の修身、歴史、地理等の授業の一時的停止、教科書の改訂等に見受けられます。然しながら我々軍國主義的、

極端な國家主義的要素の拂拭を單に教育内容に就て遂行するに止まらず、教育者の方面に於ても實行しなければなりません。

蓋し教育に於て最も考慮しなければならぬのは、被教育者に重大な影響を及ぼす「人」であるからであります。

蓋し「人」が宜しきを得なければ教育の民主化は決して行はれ得ないからであります。

或る種の教育者は過去に於て軍國主義的、極端な國家主義的傾向を鼓吹したことの爲に教職から排除せられなければなりません。又他の種の教育者は、斯様な言動があつたと否とに拘らず、其の地位や経験から見て軍國主義的、極端な國家主義的政策に協力しなければならぬ立場にあつたものであり、従つて將來平和主義的民主主義的教育を建設するの

に適當とは認められないのです。是に於てか教職員の適格審査が我が教育の建設の爲めに急速に實現しなければならぬ缺くべからざる條件となつて参るのであります。

文部省では、昨年十月二十三日と同月三十日の兩度に亘る、我が教育界の刷新を目的とする聯合國最高司令官の二の覺書に基き、其の實施に必要な法令の準備をして参りましたが、先般漸く成案を得、聯合國最高司令部の内閣を得ましたので、勅令案に付ては、樞密院の御諮詢を仰ぎ、これと共に關係各省法令が昭和二十一年勅令第二百六十三號閣令及び關係各省の省令第一號、文部省訓令第五號が五月七日公布せられました。此の法令に依つて全國約四十萬の教育關係者は總て適否の審査を受け、不適格者は其の地位を去らなければならぬことになつたのであります。又思想的理由で教職から追はれた者にも、正義の要求からして復職の道が開かれることになりました。

此の教育界の肅正工作は、先に述べましたやうに非常に重要性を持つてゐます爲に、莫大な困難犠牲を賄しても徹底的にやりとげなければなりません。尙ほ、此のことは、政府に於て聯合國側の要求があつたが故に止む得ずなすといふわけではなく、教育や文化の本來の使命に鑑み、自發的に熱意を以てなさなければならないところであります。

審査は迅速、公正且つ良心的に實施しなければなりません。規定其のものは極めて簡略に出来て居り、従つて其の具體的適用に就ては色々疑問も起り得ることと思ひますが、常識を以て解釋し適正に運用しなければなりません。關係者は其の運用に就て人情の弱點に動かされ、黨派的動機や個人的反感などから此の機會を利用して故意に他人を陥れる様なことがあつてはなりません。と同時に當然排除せらるべき人々を情實から不當にかばふ様なことがあつてもなりません。

判断の資料たるべき事實は出来るだけ廣く集めたいと思ひます。此の意味に於きまして、父兄學生其の他の事情に通ずる各方面の人々に對し眞面目な支持と協力とを求めるべく思ひます。即ち適否の判定を下すのに参考となるやうな、

信賴に價する正確な事實を、責任を明かにした署名文書等によつて文部省其の他關係方面に提供されることを希望致したいのであります。

實施に就て特に注意しなければならぬのは、教職員が戦時中傍観的態度をとらず、一國民として持つべき當然の愛國心の發露から其の地位、其の立場に於て戦争に協力したこと、例へば前線、工場等に動員された學徒を激励し、或は將兵の爲に義捐金を募集する演説をしたこと等まで糾撻する意味ではないのであります。然し例へば平和主義者、自由主義者等を、時局に便乗して迫害した者や、學問的思想的立場から軍國主義的、又は極端なる國家主義的傾向を鼓吹した者や、學者であつて學問的立場から日本の東亞政策や、今次の戦争の遂行に理念的基礎を與へた者や、戦争中軍部や官僚の政策に迎合し終戦後巧妙に看板の塗り代へを行つたやうな時局便乗の徒も、教育者としての品位節操を缺いたものとして責任を免れないのであります。

此の教職員の適格審査は、從來に前例のない大規模な教育界の肅正であります。文部省は全國民に對してのみならず聯合國最高司令部に對し重大な責任を負つてゐるのであります。此の成否は日本國民の民主主義實現の能力をト知する試金石として全世界の注目の的となつてゐるのであります。直接關係者は勿論のこと國民各位は事柄の重大性を十分認識せられて、最大の誠實を以て良心的且つ效果的にやりとげなければならぬのであります。この意味で我々は國民各位の心からなる御協力を切望して止まない次第であります。

(昭和二十一年六月十一日新聞發表)

## 一一〇、勅令第二六三号により免ぜられる者の辭令式について

(昭和二十一年六月十二日秘第三三號 文部大臣官房秘書課長通牒)

昭和二十一年勅令第二六三号(所謂教職追放令)の施行に關する五月七日の文部省令第一號の別表第二に該者する者で本官(職)を免ぜらるる場合の辭令式は左記の通りにつき御了知願ひたい。  
尙貴官限りで發令されたものはその事項を御報告願ひたい。

記

官(職)名 何 某  
昭和二十一年勅令第二百六十三號第一條第一項に依り本官(職)ヲ免ス

## 一一一、教職員適格審査に於ける軍關係者審査規準に關する件

(昭和二十一年七月六日發達八號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

勅令第二六三號「昭和二十年勅令第五百四十二號「ボッダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」に基く教職員の適格審査に於ける軍關係者の審査規準を定めましたから之に依り審査をして下さい。

### 適格審査に於ける軍關係者審査基準

#### 一、陸軍關係者審査基準

##### 1、正規陸軍將校

イ、内閣令 第一號別表第一の二の2條文

陸軍補充令(陸軍補充條例其の他之に相當する舊法令を含む)の正規の任用規定に依り現役將校(從前の將校相當官を含む)に任用せられ將校任用の當初より陸軍武官服役令(陸軍軍人服役令、陸軍服役條例其の他之に相當する舊法令を含む)に依る現役に服したる者

ロ、該當者

- (一) 陸軍士官學校出身者であつて少尉に任官した者
- (二) 陸軍航空士官學校出身者であつて少尉に任官した者
- (三) 陸軍經理學校出身者であつて少尉に任官した者
- (四) 専門學校以上の學校の卒業者であつて志願に依つて現役各部將校に任官した者
- 軍で學資を補助し卒業後將校に任官したもの
- A、依託生制度に依る者(専門學校以上の學校に在學中軍に奉職を希望した者で其の成績が優秀なものに對しB、A、の外専門學校以上の學校を卒業した者の中より銓衡に依り採用され直に見習士官に任せられ二乃至三ヶ月の後各部將校に任官した者
- (五) 陸軍憲兵學校を卒業した憲兵少尉候補者であつて少尉に任官した者
- ハ、該當しない者
- (一) 專門學校以上の學校卒業者にして志願に依り技術候補生或は軍醫候補生より現役將校に任官した者(所謂

短期現役將校と稱するもの)

昭和十四年勅令第四八六號(昭和八年勅令第六號)第七條(第四條)には「技術候補生より將校となりたる者(……衛生部醫官に任せられたる者)の現役期間は任官の日より起算し二年とし其の現役期間満つる日の翌日より之を豫備役に服せしむ」

但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することを得

前項但書の規定に依り引續き現役に服することを許可せられたる者の爾後の服役は陸軍武官服役令に依る」と規定され技術候補生及軍醫候補生から將校となつた者は服役延期の有無に拘らず「任官の當初より武官服役令に依る現役」に服した者ではないので従つて正規陸軍將校には該當しない

(一) 一般の幹部候補生(之は任官即日豫備役編入となるため)

(三) 特別甲種幹部候補生(同右)

(四) 陸軍文官(技師、法務官等)より陸軍技術部、經理部及法務部等各部現役將校に任用せられた者

2、陸軍特別志願豫備將校

イ、閣  
内務省令 第一號別表第一の二の3條文

幹部候補生、操縱候補生等より豫備役將校となりたる者にして昭和十四年勅令第七百三十一號に依り志願に基き現役に服したる者

(一) 特別志願將校であつて更に志願に依り現役に服した者

特別志願將校とは豫備役將校中長期軍に服務を希望する者の中より銓衡に依り許可せられたものであつて身分

ロ、該當者

(一) 特別志願將校であつて更に志願に依り現役に服した者にして昭和十四年勅令第七百三十一號に依り志願に基き現役に服したる者

特別志願將校とは豫備役將校中長期軍に服務を希望する者の中より銓衡に依り許可せられたものであつて身分

は豫備役である。(昭和八年勅令第十二號に依る)特別志願將校中志願に依り採用せられ陸軍憲兵學校、陸軍士官學校、仙臺陸軍飛行學校、陸軍兵器學校、陸軍經理學校、陸軍軍醫學校、陸軍獸醫學校又は陸軍大臣の定むる部隊に於て概ね一年間必要なる學術を修得した後(これを通常丁種學生と云ふ)現役に服した者

ハ、該當しない者

3、其他の職業軍人と認められる者

イ、共同省令第一號別表第二の二の條文

昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者其の他すべての職業軍人

ロ、前項の「其他の職業軍人」に該當する者

(一) 陸軍補充令の正規の任用規程により現役下士官に任せられた者

A、兵より志願に依り下士官候補者となり現役下士官に任せられた者

B、特定の軍學校生徒の課程を卒業し下士官候補者を経て現役下士官に任せられた者(特定の學校とは陸軍少年戰車兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、千葉陸軍防空學校、陸軍少年通信兵學校、陸軍飛行兵學校、陸軍兵器學校等をいふ)

ハ、「其他の職業軍人」に該當しない者

(二) 兵、但し憲兵隊、特務機關等に勤務した者（閣  
内務省令第一號別表第一の二の6に該當する者）を除く(三。  
参照のこと)

(二) 特別幹部候補生出身の下士官

特別幹部候補生は一年半の教育の後六ヶ月間下士官として現役に服する制度で特幹出身者は必ずしも永く軍務  
に服し度い希望を持つたものとは限らないからである（昭和十八年勅令第九二二號）

## 二、海軍關係者審査基準

### 1、正規海軍將校

イ、閣  
内務省令 第一號別表第一の二の4條文

海軍武官任用令（海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例其の他之に相當する舊法令を含む）の正規の任  
用規定（昭和十九年勅令第百四十六號及舊昭和十七年勅令第五百號を含む）に依り現役士官又は現役特務士官に  
任用せられ士官又は特務士官の當初より海軍武官服役令（海軍特務士官服役令、海軍高等武官、準士官服役令其  
の他之に相當する舊法令を含む）に依る現役に服した者

ロ、該  
當  
者

- (一) 海軍兵學校生徒教程を終了し海軍少尉候補生より海軍少尉に任用された者
- (二) 海軍機關學校生徒教程を終了し海軍機關少尉候補生より海軍機關少尉に任用された者  
昭和十七年機關科士官の名稱は廢止せられ海軍機關少尉は海軍少尉となつた
- (三) 海軍經理學校生徒教程を終了し海軍主計少尉候補生より海軍主計少尉に任用せられた者
- (四) 文部省所管の諸學校を終了後永久服役の海軍軍醫科、藥劑科、主計科、齒科醫科、技術科、法務科の武

官に任用せられ直ちに現役に服した者

(五) 特務士官（海軍の兵より出身し武官に任用せられた者）

ハ、該當しない者

- (一) 短期（二年）現役の士官（軍醫、藥劑、主計、齒科醫、技術、法務）右の士官の中引續き現役武官に轉官  
したる者も該當者ではない
- (二) 文官（法務官、技師、理事官、法務官試補、技手、屬等）より武官（主計、技術、法務）に轉官した者

### 2、海軍特別志願豫備將校

イ、閣  
内務省令 第一號別表第一の二の5條文

- (一) 召集中の豫備員にして海軍豫備員よりする海軍武官任用等特例（舊昭和九年勅令第百七十三號を含む）に  
依り志願に基き現役士官に任用せられたもの
- (二) 召集中の豫備役の士官及特務士官にして海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に服し  
たる者

ロ、該  
當  
者

(一) 召集中の豫備員より現役に轉官した者

豫備員とは高等商船學校（水產講習所遠洋漁業科等を含む）を卒業し海軍少尉（豫備士官）に任用せられた者  
及大學令に依る大學の學部若は豫科、高等學校高等科、專門學校若は海軍大臣に於て之と同等以上と認める學  
校を卒業した者であつて海軍豫備學生又は海軍豫備生徒教程を終了し海軍少尉（豫備士官）に任用せられた所  
謂學徒出身者である

これらの豫備員より現役に轉官した者は該當者である

(二) 召集中の豫備役の士官及特務士官であつて海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に役した者の全部

ハ、該當しない者

(一) 召集中の豫備員の中現役に轉官した實員數は極めて少數であつて大部分の豫備士官は該當しない者と取扱つてよい

3、其の他の職業軍人と認められる者

イ、共同省令第一號別表第二の二條文

昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者その他の職業軍人

ロ、前項の「その他すべての職業軍人」に該當する者

(一) 特定の軍學校を卒業し現役下士官となつた者  
特定の軍學校例へば海軍砲術學校高等科練習生、海軍通信學校電信術練習生、海軍水雷學校高等科練習生等の教程を謂ふ

(一) 志願に依り現役の下士官となつた者

(一) 及(二)に謂ふものは海軍武官任用令第二十二條の二第一項第一號並に第三號に該當の者である  
但し兵役法第十九條によるもの、海軍志願兵令第十四條によるもの及海軍武官任用令第二十二條の二第一項第二號によるものは除外する

ハ、「その他すべての職業軍人」に該當しない者

(一) 兵役法第十九條に依る服役延期をした兵又は下士官であつて現役の延期が本人の志願に依らない所謂「服延」である現役にあつた者

(二) 海軍志願兵令第十四條第一項第一號に依る本人の志願に依らない所謂「服延」である現役に服した者  
右に依り所謂海軍の志願兵の全部が教職不適格者となるものではない

(三) 兵は憲兵隊、特務機關等に勤務した者(内務省令第一號別表第一の二の6に該當する者)以外は不適格者とならない

三、前記一、及二、に依らない軍關係者審査基準

イ、内務省令第一號別表第一の二の1、6、7、8、條文

1、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戰爭指導會議の一員

6、憲兵隊、特務機關、海軍特務部又は其の他の特別若は祕密牒報機關又は陸海軍警察機關に於て又は之と共に勤務する武官、兵、又は軍屬

7、陸軍省(但し昭和二十年九月一日以降任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

8、海軍省(但し昭和二十年九月一日以後任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

## 四、該當者

前項條文記載の者（但しハ、を除く）

## ハ、該當しない者

(一) 特務機關又は海軍特務部に於て特別若は祕密牒報又は警察以外の一般の勤務に服した者

(二) 前記條文に掲げる者以外例へば陸軍連絡部、北支特別警備隊等に勤務した者

(三) 聯合國軍進駐當時其の承認の下に治安維持の目的を以て一時一般軍隊を臨時憲兵隊に改編したが右臨時憲兵隊に勤務した者

(四) 指助憲兵（一般軍隊の普通の將校、下士官又は兵を憲兵の補助に當らせたものを謂ひ本來の憲兵ではない）であつて之に服務した期間一ヶ月に満たない者

(五) 陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各その本省のみを指すものではなく陸軍省關係、海軍省關係の總べての機關、學校等を指すものである

## 一、第一復員廳

## 下士官候補者養成學校名（其一、地上部隊關係）

陸軍重砲兵學校	重砲兵下士官	陸軍戶山學校	軍樂下士官
陸軍防空學校	防空兵 "	陸軍少年戰車兵學校	戰車兵 "
陸軍工兵學校	工兵 "	陸軍少年通信兵學校	通信兵 "
陸軍通信學校	通信兵 "		

備考 步兵下士官の養成は陸軍教導學校にて教育しありしも昭和十六年頃より内地及外地各軍毎に教育隊を設け敎育せり。

## 下士官候補者養成學校名（其二、航空部隊關係）

東京陸軍少年飛行兵學校	航空現役下士官たるべき少年飛行兵の一般教育
大津陸軍少年飛行兵學校	
大分陸軍少年飛行兵學校	
熊谷陸軍飛行學校	
太刀洗陸軍飛行學校	(操縦)(同右) 昭二〇、二軍隊化す
宇都宮陸軍飛行學校	(同右) 昭一九、秋閉鎖
所澤陸軍航空整備學校	(整備) 昭二〇、二軍隊化す
岐阜陸軍航空整備學校	

陸軍航空通信學校	(通信)
岐阜陸軍飛行學校	(操縦) (豫備役下士官教育)

備考 各航空軍（第一、内地、第二、滿洲、第三、南方、第五、支那、朝鮮）は航空下士官候補者隊を有す。

## 二、第二復員廳

下士官養成を目的とする特定の軍學校

海軍經理學校高等科練習生教程	(經理術、衣糧術)
海軍砲術學校	(砲術、測的)
" 水雷學校	(水雷術)
" 對潛學校	(水測術、機雷術)
" 航海學校	(運用術、信號術)
" 氣象學校	(氣象術)
" 通信學校	(電信術、暗號術)
" 電測學校	(電測)
" 潛水學校	(潛航術)
" " 特修科水測術練習生	(水雷操縱)

海軍工機學校高等科練習生教程 (機關學校)	(內火術)
" 工作學校	(工作術)
" " 專修科工作術練習生	
" 練習航空隊 (飛行術練習生) " 兵器	(飛行科飛行機練習生)
" 衛生學校高等科看護術練習生	
海兵團高等科軍樂術練習生	
" 法務術	

## 一二一、審查委員會の審査委員について

(昭和二十一年七月十六日發達一〇號 文部大臣官房通格審査室長通牒)

審査委員は形式的に公職追放令又は教職よりの除去に關する規定に觸れない人であることは勿論、實質的にも大政翼賛會等の團體の關係者例へば大政翼賛會の府縣協力會議の議員であつたやうな人はなるべく委員とはしないやうに關係方面と連絡の上慎重を期して下さい。

### 一三三、團體等の該當者の範囲について

(昭和二十一年七月二十日發達二一號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

閣  
農林省令  
第一號昭和二十一年勅令第二百六十三號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受  
運輸省令  
諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件)ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件)の施行に關する件の別表第二の第二項

及び第六項團體等の該當者の範囲を次のやうに決定したから御了知下さい。

#### (一)別表第二第二項の大政翼賛會の關係團體

團體名	役職			備考
	該當	非該當	該當	
大日本産業報國會	會長(團長)	副會長(副團長)	理事	
農業報國聯盟	副會長(團長)	理事	事長	
日本海運報國團	副會長(團長)	理事	評議員	事
大日本青少年團	副會長(團長)	理事	評議員	事
大日本婦人會	副會長(團長)	理事	評議員	事
日本勞務報國會	副會長(團長)	理事	評議員	事
國防機械化協會	副會長(團長)	理事	評議員	事

#### (二)別表第二第六項の團體

番號	團體名	役職	備考
該當	非該當	該當	
1 同 大日本一新會	總裁、總務	當	
2 同 大日本支	府縣聯合支部長、府縣聯合支 部長、關西黨務局(總務) 委員長、書記長	總裁、總務委員長、統制 長、常任總務、總務	當
3 同 大日本赤誠會	總裁、總務	當	
4 同 大日本青年黨	府縣聯合支部長、府縣聯合支 部長、關長、部長、幹事、評議員 顧問、委員、評議員	顧問、相談役 下單獨支部長、部長以 上單獨支部長、單獨塾長	當





47	アジア青年社	主幹、同人
48	振東塾	塾頭、學監
49	直心道場	總令、道場主、道場
50	皇道翼賛青年聯盟	委員長、常任委員
51	一大心塾	塾長
52	至道塾	塾長、塾監
53	勤京勤大勤事務局	主幹
54	勤都皇地方法事務局	主幹者
55	國柱團	總務會長、常任總務
56	神農塾	塾長、塾監、塾同人
57	紫山塾	顧問、評議員
58	水戸ひもろぎ塾	主幹者
59	愛郷塾	塾長、輔佐教師
60	愛會	主幹者、常任書記
61	本部指導員	

91	南鳴會	會長、幹事長		
92	政教社	社長、主筆、主幹	部長、幹部	
93	聖戰完勝會	主幹者、本部責任者	顧問、參議、同人	
94	全日本國民特攻隊總本部	主幹、發起人	幹部社員	
95	東國同志會	會長、理事長	顧問	
96	東南亞細亞民族解放同盟	會長、理事長、會長	常務	
97	東亞協會	幹事長		
98	東亞新秩序研究會	理事、常務理事、理事	幹事	
99	大東亞建設協會	會長、副隊長		
100	大東亞青年隊	隊長、副隊長		
101	大東亞運動研究會	會長、理事長		
102	亞細亞亞協會	會頭、副會頭、理事長、常任幹事	幹事	
103	亞細亞大陸協會	理監事長、副會長、理事長、常任理事	調查部長	顧問
104	興亞滅共聯盟	會長、副會長、理事長、		

105	興亞運動同志會	主幹、理事		
106	對支同志會	主幹、世話人	常任實行委員	
107	同仁會	理事、監會長、專務理事、評議員		
108	北海道國民道場	長頭、指導局長、鍊成局	相談役、事務局長、各部長、顧問	
109	天柱塾	塾長		
110	長崎創生會	主幹		
111	信濃ひもろぎ塾	主幹		
112	振東塾	主幹		
113	米澤ひもろぎ塾	主幹		
114	東光會	會長		
115	立山塾	塾頭		
116	聖明塾	塾長		
117	富山縣青年有志會	代表	連絡員	
118	國民生活研究所	所長、理事、主事	顧問、參事	

119	男建會	會長、常任理事、理事		
120	大亞托士義塾	塾長		
121	佐賀縣維新同志會	會長、有力幹部		
122	原理工日本社	社長等		
123	日本學生協會	理事長、理事、顧問		
124	朱光會	責任者、委員	會員	
125	全國大學教授聯盟	會長、幹事、有力なる會	幹事、評議員	
126	日本法理研究會	會長、幹事、同人	一般の會員	
127	七生社	主幹、幹事	會員	

## 二四、教職員の適格審査について

(昭和二十一年七月二十三日文部大臣官房適格審査室長通牒)

委員會に於ける審査に付ては次のことに御留意の上審査を進められたい。  
追而一、三、のことは夫々規定の上で明示するやうに手續を進めてゐるが取敢へず通牒する。尙本件に關してはマ司

令部とも打合せ済みである。

記

- 一、審査委員會に於ける審査は公開しないこと
- 二、外國人の教職員も（聯合國人であつても）全部審査すること
- 三、中等學校以下の學校の設立者又は學校を經營する法人の役員の審査は、その學校所在の都道府縣教員適格審査委員會にて審査すること。

## 一二五、適格審査の件

（昭和二十一年七月二十四日發通一三號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

貴管下に於ける教職員の適格審査のことに關しては着々御進行のことと思ひますが今回聯合國司令部の指令によつて必要がありますので、本年七月三十日迄に

- 1、適格審査を受けた教職員（教員及教育官吏）の總數
- 2、審査の結果罷免せられた教職員の總數
- 3、適格審査の結果復職せし教職員の總數

を八月二日までに必らず當室に届くやう電報にて御報告下さい。

省令別表第二により自動的に排除せられる者の數をも併せて至急電報にて御報告下さい。

尙右の様式により毎月御報告を御願ひ致します。

## 一二六、一級官たる教員の適格審査について

（昭和二十一年七月二十六日發通一四號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

貴管下に於て適格審査中の教職員の中一級官に關する審査は公職追放令の關係がありますので至急之を完了せられその判定の結果を報告して下さい。

## 一二七、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

（昭和二十一年八月六日發通一五號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

七月六日附發通第八號により通牒した軍關係者の審査規準の二の八の五の解釋は左記の通りに付念のため通牒する。

記

陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各本省の文官を意味するのであるが本省以外の者でも本來の陸海軍部内の文官として奉職し勅任官となつた者は含まれる。

## 一二八、教職員適格審査施行規則に關する件

（昭和二十一年八月七日發通一七號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

右の件につき左記の通り別表第一第六項の解釋が決定しましたから御承知下さい。

「昭和三年一月一日以降に於て日本軍によつて占領された聯合國の領土内で日本軍の庇護の下に學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに參加した者」の解釋は大體次の通りである。

一、舊滿洲國、中華民國、南方諸地域等で軍の庇護の下に純粹に軍事上の目的のため學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに參加した場合は一應該當するのであるが世界文化の進展に寄與するが如き純粹に學術上の研究が主である場合は該當しない。

二、資源或は貴重なる物件を奪取する目的で考古學等に關する學術上の探檢又は發掘事業を指揮し又はこれに參加した場合は該當するがそれらの物件を發掘したとしても科學的に分類整理して世界の學術に研究に役立て公共の利用に供し得るやうに取扱つたものであつて之を私の利益のために私藏したものでなければ右に該當しないのである。

## 二二九、教職不適格者の新規採用禁止に就いて

(昭和二十一年八月十七日祕二八二號 文部次官通牒)

今回の教職員除去の規定は教員全部と二級官以上の教育行政官と官公立學校の職員、私立學校の職員で二級官以上に相當する者及び學校法人の役員等に適用がありそれ以外の者には一應適用がないのであるが今回の規定の趣定により昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定によれば當然不適格となるべきもの又は今回の規定によつて教職不適格者と判定されたものを左記の地位に新規採用せぬ様特に御留意願ひたい。

記

- 一、官公立學校の三級官(嘱託も含む)の職員
- 二、私立學校の三級官に相當する職員
- 三、教育行政を擔當する職員(雇員を除く)にして三級官及びこれに相當する者
- 四、私立學校を經營する法人の職員

## 三一〇 教職員適格審査施行規則に關する件

(昭和二十一年九月九日發達二五號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

右の件につき別表第一の第二項並に第四項の第十八號、第十九號及び第二十一號の取扱は左記に依ることに決定しましたから御承知下さい。

- 一、海軍特務部に於て特別若は祕密諜報又は警察以外の一般の勤務に服した者は教職不適格者ではない。
- 二、(七月六日發達八號適格審査に於ける軍關係者審査基準の三のへの(一)の「特務機關」の下に「又は海軍特務部」)を加へる。
- 三、愛知國學院(中部神祇學校)の卒業者については專修科の卒業者は不適格該當者となるが、本科卒業者は教員養成の目的のものであるから不格適者とはならない。

### 三一 審査委員會の結果の公表について

(昭和二十一年九月十七日發通二九號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

審査委員會に於ける審査そのものの非公開に付ては、本年七月二十三日附「教職員の適格審査について」にて通牒してあるが、審査の結果に付ては左記の要領等によつて之を公表して下さい。

記

- 一、毎月の最後の委員會の席上に於て、委員長又は副委員長は其の月の審査の結果（又は審果開始より月別の審査の結果）特に審査人員、不適格判定者の氏名、官職、不適格の理由（該當條文）等を公表すること。
- 二、右の場合不適格者に付ては、再審査請求の途あることを特に附言すること。
- 三、公表の場合、其の日時、場所等を少くとも一週間前に一般に豫告すること。

### 三二 教職不適格者指定に關する件

(昭和二十一年九月十八日發通三一號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

五月七日附勅令第二六三號に基き教職不適格者として指定せられた者に對する通知の通達は特に慎重を期せられたく、施行規則別表第二の該當者に對する教職不適格者である旨の指定通知並に各審査委員會に於ける審査の結果教職不適格者と判定せられた者に對する判定結果の通知は、本人に直接手交するか又は配達證明郵便による等の處置により確實に

當人に到達し並にその到達したる時日を確認する様考慮を拂はれたく念のため通牒する。

### 三三 適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

(昭和二十一年十月二日發通八號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

七月六日附發通第八號により通牒した軍關係者の審査規準の二の3のロの(二)但書に謂ふ「海軍武官任用令第二十二条の二第一項第二号に依るものは除外する」の解釋は左記の通りに付念のため通牒する。

記

海軍武官任用令第二十二条の二の條文は次の通りであつて第一項第二号の師範徵兵の者は不適格にはならないのである。

「二等下士官ハ下士官タランコレヲ志願スル兵長中左ノ各號ノ一一該當シ技倆優秀ニシテ任用試験ニ合格シタル者ヨリ拔擢ニ依リ各科別ニ從ヒ之ヲ任用ス但シ戰時又ハ事變ノ際其ノ他補充上必要アルトキハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ實役停年ヲ短縮シ又ハ任用試験ニ依ラズ之ヲ任用スルコトヲ得

一、飛行豫科練習生、同出身ノ飛行術練習生又ハ飛行術練習生教程卒業ノ飛行兵タル者ニシテ一年二月ノ實役停年ヲ有スルモノ

三、前二號以外ノ者ニシテ一年四月ノ實役停年ヲ有スルモノ公務ニ因ル傷痍又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ニ付テハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ試験ニ依ラサルコトヲ得

### 任用試験ニ關スル規定へ海軍大臣之ヲ定ム

尙當人が師範徵兵かどうか分明でない時にはその所屬してゐた横須賀、吳、佐世保又は舞鶴の地方復員局人事部に問い合わせせると履歴原簿が保管してあるので明らかになる。當人が軍隊手牒を所持する時には師範徵兵の者であれば「師徵」と記入してあるので一覽して明瞭である。

師範徵兵の者が昭和十八年十一月一日附勅令第七百九十七號海軍下士官任用特例により海軍下士官候補者より下士官に任用された場合に於てもその者の身分は師範徵兵のまゝであるから不適格者とはならない。

### 三四 再審査の請求について

(昭和二十一年十月二日發達三七號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

各適格審査委員會で教職不適格者と判定せられた者が中央教職員適格審査委員會に再審査を請求する場合の手續等は左記に依られたく尚この事は關係方面にも周知せしめられたい。

記

一、再審査は文書を以て本人が直接に中央教職員適格審査委員長に請求し、此の際必ずその旨を既に判定を受けた委員會の委員長及び勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。

二、再審査の請求には請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、不適格者と判定された判定書寫等を添附すること。

三、再審査の請求をなした旨の通知を受けた委員長はその者に關しての判定の理由、審査經過記載書、判定資料となつた著述、文書、調查事項等の資料等を直ちに中央適格審査委員會に提出すること。

### 三五 「教職員ノ除去 就職禁止及復職等ノ件」施行に 關する件改正

(昭和二十一年十月三日文部、農林、運輸、外務、司法、大蔵、遞信、厚生、内務省令第一號)

第一條第三項中「教育に關する法人」の下に「中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人を除く」を加へ「聾啞學校及び各種學校を含める」を「聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める」に「視學の職にある市吏員」を「視學の職にある市吏員と中等學校以下の學校を經營する法人の役員」に改める。

第五條中「教育に關する法人」の下に「中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人を除く」を加へ「視學の職にある市吏員」を「視學の職にある市吏員と中等學校以下の學校を經營する法人の役員」に改める。

第六條中「第一條、第二條及び第五條の規定において」を「第一條乃至第三條及び第五條の規定において」に、「無線電信講習所にあつては、内閣總理大臣とし」を「遞信講習所、無線電信講習所及び遞信青年訓練所にあつては遞信大臣とし」に改め「農林大臣とし」の次に「鐵道教習所、鐵道局工機部技能者養成所、鐵道青年學校」を加へ「海員養成所」の次に「燈臺官吏養成所、水路部技術官養成所、中央氣象臺附屬氣象技術官養成所」を加へ「運輸大臣とする。」を「運

輸大臣とし、「に改め、其の下に「外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、司法研修所及び刑務官練習所にあつては司法大臣とし、税務講習所にあつては大蔵大臣とし、少年教護關係の者、特設中等教員養成所及び特設國民學校訓導養成所にあつては厚生大臣とし、警察講習所、警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣とする」を加へる。

別表第三第一項中「無線電信講習所」を「遞信講習所、無線電信講習所、遞信青年訓練所」に、「水產講習所」の下に「鐵道教習所、鐵道局工機部技能者養成所、鐵道青年學校」を加へ、「及び海員養成所を含める」を「海員養成所、燈臺官吏養成所、水路部技術官養成所、中央氣象臺附屬氣象技術官養成所、地方刑務官練習所、少年教護院、特設中等教員養成所、特設國民學校訓導養成所、警察講習所、警察練習所及び消防練習所を含める」に改める。

別表第三第三項中「運輸省海運總局」を「運輸省」に改め「教育主管課關係官」の下に「外務官吏研修所、司法研修所、中央刑務官練習所、税務講習所の教職員及び厚生省の教護官」を加へる。

別表第三第六項中「學校を經營する法人」の下に「の役員（少年教護院の設立者又は少年教護院を經營する法人の役員を除く）を加へ「大日本教育會」を「日本教育會及びその組織團體の主要な役員、職員」に改める。

#### 附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

### 三六 教職員の適格審査をする委員會に關する規程改正

（昭和二十一年十月三日 文部省訓令第七號）

第一條第二項中「及び視學の職にある市吏員」を「と、視學の職にある市吏員及び中等學校以下の學校の設立者又は中

等學校以下の學校を經營する法人の役員」に改める。

第一條に次の二項を加へ第三項とする。

都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、教育職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會は前項に規定するものの他施行規則別表第三に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

前條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を地方長官が委嘱する。

第三條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を學校集團長が委嘱する。

第五條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を文部次官が委嘱する。

第六條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を文部大臣が委嘱する。

第十一條に次の二項を加へ第二項とする。

審査委員會に副委員長を置くことができる。

第十三條第一項中「審査委員會の審査は」の下に「非公開とし」を加へる。

第十四條中「審査に付せられた者の請求があつた場合」の下に「審査に付せられた者又は」を加へる。

第十八條中第五號「解職者及び復職者名簿」を削除し、第六號を第五號とする。

#### 附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

### 三七、省令、訓令改正に伴ふ各省關係者の適格審査施行に關する件

(昭和二十一年十月三日發達三六號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

昭和二十一年十月三日附公布の共同省令第一號により運輸省外六省所管の教育施設等の教職員が審査を承けることになつたが審査の實際に當つては左記により遗漏なきを期すられ度い。尙文部省以外の他省所管施設、局課の審査を要するもの及びその審査をすべき各適格審査委員會は附表のやうになる。

#### 記

一、各審査委員會に於て審査すべき文部省所管以外の他省關係所管施設等の關係者(以下他省關係要審査者といふ)の

審査に就いては關係官廳並びに當該施設と密接に連絡して調査表の受理等を圓滑迅速にすること。

二、他省關係要審査者の審査に當つては二名以内の臨時委員を置くことが出来ることになつてゐるから關係官廳と連絡を経て本人に通知すること。

しその推薦を受け設置者より臨時委員を委嘱すること。尙此の場合直ちに本省に報告すること。

三、臨時委員は當該關係官廳の要審査者を審査するときのみ委員會の審査に加はること。但し他省關係要審査者の審査をする際、本来の委員の數を臨時委員の數だけ減する等のことはしない。

四、審査委員長は總べて審査を請求したものを通じて、その審査結果を主務大臣及び要審査所屬の長(校長又は所長等)を経て本人に通知すること。

遞信關係のものについては遞信大臣並びに關係各遞信講習所長、無線電信講習所長又は遞信青年訓練所長宛に(遞信青年訓練所については關係所管遞信局長又は遞信管理部長宛にも)通知すること。

五、他省關係要審査者の審査をする適格審査委員會の設置者は委員會の名簿を關係官廳の主務大臣に通知すること。

六、警察講習所、警察練習所、消防練習所の教職員の審査は、警察官並びに警察官出身官吏につき再度に亘り不適格者の除外を實施済であるから今般は適格審査は實施しない。

七、昭和二十一年十月三日文部省訓令第七號をもつて、一部改正された教職員の適格審査をする委員會に關する規程において「關係各廳の官吏」とあるは、待遇官吏を含むものである。

八、少年教護院教員の適格審査をするため、教職員の適格審査をする委員會に關する規程第二條第三項の規定により委嘱する臨時委員は、管下少年教護教員のうちから委嘱するのが適當と認められる。

九、其他、他省關係要審査者の審査に於ける議事規則、審査の標準等は五月七日附公布的教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程に據ること。

一〇、都道府縣教員適格審査委員會に於て審査すべき遞信省關係の施設に付ては、遞信局所在の都道府縣審査委員會に、同遞信局管轄の他の都道府縣に所在する教育施設の職員の審査を實施する様請求のあつた場合は、當該委員會に

於てその審査をすること。

附 表

所管官廳	教育施設、局課	審査を委託される教職員適格審査委員會
農林省	水産講習所	學校集團委員會
運輸省	鐵道教習所	教育職員委員會（職員二級以上）
鐵道青年學校	鐵道局工機部技能者養成所	都道府縣委員會
海務學院	鐵道總局職員局教育課	都道府縣委員會
高等高船學校	海燈臺官吏養成所	都道府縣委員會
海航商船學校	海員養成所	學校集團委員會
技術專門學校	航路部技術官養成所	學校集團委員會
海訓練所	中央氣象臺附屬氣象技術官養成所	學校集團委員會
鐵道總局職員局教育課	鐵道總局職員局教育課	學校集團委員會

通信省	遞輸省	海運總局船員局教育課、各 院校所の長及職員で各 者の占める職
大藏省	外務省	中央刑務官練習所
司法省	司法研修所	外務官吏研修所
財務省	稅務講習所	中央刑務官練習所
厚生省	高等遞信講習所	普通遞信講習所
國立少年教護院、 特設中等教員養成所	認可少年教護院、 國立少年教護院、 特設國民學校訓練養成所	無線電信講習所

内務省	警 察 講 習 所
警 察 防 練 習 所	

### 三八 教職不適格者と判定された者の身分關係等について

(昭和二十一年十月五日發達四一號 文部大臣官房適格審査室長通牒)

教職不適格者と判定された教職員の身分關係等は左記によつて御了知せられたい。

記

#### 一、別表第一の場合

- 1、教職員が審査委員會で不適格の判定を受け教職不適格者と指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分關係には何等變更はない。
- 2、教職員が審査委員會で教職不適格者と判定された場合(再審査を請求した場合でも)爾後教職の實務に從事することは出來ない。(昭和二十一年文部省訓令第五號二十四條)勿論再審査の結果適格者と判定された後は差支へない。
- 3、教職員を審査委員會で不適格の判定をした場合、本人に通知し再審査請求の期間を経てから又は再審査請求期間内に再審査を請求しないことの意志表示のあつた場合に教職不適格者として指定し、免官(職)の手續をとること。(退官(職)願不要)

#### 二、別表第二の場合

- 1、別表第二の該當者が不適格者として指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分には何等變更はない。
- 2、別表第二の該當者が不適格者として指定された場合(留任を申請した場合でも)以後教職の實務に從事することは出來ない。勿論留任許可の通知を受けた者はその時から教職の實務に從事しても差支へない。
- 3、別表第二の該當者と認められる場合は、地方長官は直ちに教職不適格者の指定をなし、免官(職)の手續をとること。(退官(職)願不要)

専門學校以上の學校の場合には、直ちに文部大臣に指定申請をすること。

三、地方長官のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

官 氏  
年 月 日  
名

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號に基いて同令第一條の教職不適格者と指定する。

補

遺

L.I.I

## 一、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正

(附令内務省令第二號 昭和二十一年三月二十九日)

昭和二十一年内務省令第一號中左ハ通改正ス

別表第一中五ヲ左ノ如ク改ム

五、日本ノ膨脹ニ關係セル金融機關並ニ開發機關ノ役員

1、昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ左ノ銀行又ハ會社等ノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役若ハ監查役タリシ者又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ在ル其ノ支店ノ支配人タリシ者

東滿洲鐵道株式會社

滿洲拓殖公社

臺灣拓殖株式會社

東洋拓殖株式會社

南方開發金庫

北支那開發株式會社  
滿洲重工業株式會社  
戰時金融金庫

資金統合銀行  
朝鮮殖產銀行

獨逸東亞銀行

外資金庫

臺灣銀行  
朝鮮信託株式會社  
中央儲備銀行

泰國銀行

滿洲中央銀行  
中國聯合準備銀行  
樺太開發株式會社  
滿洲投資證券株式會社  
華南銀行

橫濱正金銀行

IV -

2、昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ日本軍占領地域内ニ在ル日本銀行ノ支店又ハ代理店ノ支配人又ハ代表者タリシ者

別記様式(II)第一頁日本文「官等ヲ附記スルコト」ヲ「官等ヲ附記シ職務内容ヲ明示スルコト」ニ、同頁英文「*In Grade*」ヲ「*Grade* (specifying duties and responsibilities involved.)」ニ改ム

同様式第一頁日本文「*之後*」ヘドリ「就キタル職業並ニ<sup>回田之後</sup>」「地位」及「官等等級」ノ下ニ各「及職務内容」ヲ加ヘ同頁英文「B. CHRONO-LOGICAL RECORD OF EMPLOYMENT」ヲ「B. CHRONOLOGICAL RECORD OF PROFESSION, EMPLOYMENT」、*your employment*」ヲ「your profession or employment」

「1931」ヘ「1931. and specifications of duties and responsibilities」ヲ「govermental positions (specifying duties and responsibilities involved)」ニ改ム

同様式第五頁日本文「有無及其ノ地位」ヲ「有無並ニ其ノ地位及職務内容ニ同頁英文「any of them.」ヲ「any of them. Specify duties and responsibilities involved.」ニ改ム

同様式第六頁日本文「儀式が該當する所ナルヤ否ヤ<sup>記載すべき</sup>」ヲ削リ「團體名」ノ下ニ「(英文欄)」<sup>ハ英譯及ロ</sup>「<sup>マ字ラ以テスル表示ヲ記載すべき</sup>」ヲ「其ノ地位」ノ下ニ「及職務内容」ヲ「並ニ」ヘ「右團體ノ」ヲ加ヘ末尾ニ

## G. TRAVELS AND STAYS OVERSEAS

23. List countries where you have stayed or travelled  
dates and purposes of such travels and stays:  
**(Countries) (Dates) (Purposes)**

君)「西へ國都(シカガタ)へ出等(ハラフタ)へ送(スル)事(ト)題(メ)トテラタル探(ハ)シマセバ明記(メモ)バ  
ア」  
臣)「報告(レポート)する事(ト)他(アリ)の党(ト)」  
君)「報告(レポート)する事(ト)英語(イングリッシュ)とローマ字(ローマジ)で他の党(ト)」  
臣)「報告(レポート)する事(ト)この団体(ト)が秘密(シクラム)か否(アリ)か」  
君)「公報(パブリケーションズ)」  
臣)「公報(パブリケーションズ)」  
君)「公報(パブリケーションズ)」  
臣)「公報(パブリケーションズ)」  
君)「職務(ドゥティ)」  
臣)「職務(ドゥティ)」  
君)「職務(ドゥティ)と責任(レスポンシビリティ)」  
臣)「職務(ドゥティ)と責任(レスポンシビリティ)」

■第十一章「本文中「名稱」及「並題」」 $\rightarrow$  各「梗概、題記」 $\rightarrow$  同頁英文中「titles」 $\wedge$  「titles, résumé,  
purpose」 $\rightarrow$  「subject」 $\wedge$  「subject, purpose of aim for which addresses were made, résumé」 $\rightarrow$   
■第十二章「本文記載欄中「地位」 $\wedge$  「地位及職務內容」」 $\rightarrow$  同頁英文中「Position Held」 $\wedge$  「Position Held In-  
cluding Duties and Responsibilities」 $\rightarrow$  同上

同様式第一四頁中「第一四頁」 $\rightarrow$ 「第一四頁」 $\leftrightarrow$  同頁日本文中「一」 $\rightarrow$ 「一」 $\leftrightarrow$ 「一」 $\leftrightarrow$ 「一」 $\leftrightarrow$  同頁英文  
〔G〕 $\rightarrow$ 〔H〕 $\leftrightarrow$ 〔23〕 $\leftrightarrow$ 〔24〕 $\leftrightarrow$ 改メ同頁 $\leftrightarrow$ 同様式第一四頁トス  
同様式第一四頁中「第一四頁」 $\rightarrow$ 「第一五頁」 $\leftrightarrow$ 改メ同頁 $\leftrightarrow$ 同様式第一五頁トス  
同様式第一二頁バ次ニ左ノ一頁ヲ加フ

(記載欄) (記載項目)  
國名 年月日 目的  
上海外旅行及滯留

、瀬留又ハ施行シタコトアル諸國ノ名姓ニ瀬留又ハ施行シタ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、閣令 内務令第二號

正誤

(昭和二十一年四月一日官報)

去月二十九日閣令第二號昭和二十一年閣令内務省令第一號昭和二十一年勅令第一百九號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職等ニ關スル件)施行ニ關スル件中改正ノ件別表一中五ノ改正規定中「北支那開發株式會社」ノ次ニ「中支那振興株式會社」ヲ脱ス同「滿洲興產銀行」ハ「滿洲興業銀行」ノ記様式(三)第一頁日本文ノ改正規定中「日本文一中」ハ「日本文中」同様式第三頁英文ノ改正規定中「1921. and」ヘ「1921, and」ノ孰モ誤

内閣書記官

三、政黨協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件改正

(勅令第三百十二號 昭和二十一年六月十一日)

昭和二十一年勅令第二號の一部を次のやうに改正する。

第二條 前條、第四條又ハ第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體トシテ内務大臣ノ指定スルモノハ解散ス

第四條第二號中「第一項」を削り、「第二條」を「前號」に改める。

第五條第二項中「亦同ジ」を「ハ七日以内ニ之ヲ届出ヅベシ」に、同項第四號中「又ハ所屬シタル團體」を「及從來所屬シタコトアル一切ノ團體」に改め、同項第六號を次のやうに改める。

六、構成員ノ住所及氏名並ニ從來所屬シタルコトアル一切ノ政治的又ハ思想的團體ノ名稱  
第五條ノ二 政府ハ第二條ノ規定ニ該當スルト認ムル團體(第四條第一號(イ)ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スルモノヲ含ム)ノ關係者ニ對シ第三條第二項ノ資產ニ關シ必要ナル届出ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ帳簿等其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條に次の二項を加へる。

第五條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者亦前項ニ同ジ

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第一號第五條第一項の規定に該當する團體との勅令施行の際現に有するものの主幹者はこの勅令施行の日から二十以内に同條第二項第六號の改正規定に準じて届出をしなければならない。

昭和二十一年勅令第二號第七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。  
昭和二十一年勅令第一號第五條ノ二及び第七條第二項の規定は、大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會並びにこれららの團體の關係團體の資產に關して、これを準用する。

四、昭和二十年勅令第五百四十一號「ボツダム」宣言  
受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ

特例ニ關スル件

(昭和二十一年勅令第六十八號)

第一條 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍、海軍、第一復員若ハ第二復員ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者(以下軍人軍屬ト稱ス)又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各號ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ  
一、普通恩給

二、廢疾ノ程度ガ恩給法施行令(以下令ト稱ス)第二十四條第七項ニ係ル增加恩給

三、傷病年金

四、一時恩給

五、廢疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六、扶助料

七、一時扶助料

第二條 軍人軍屬トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ノ外在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ  
恩給法(以下法ト稱ス)第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

第三條 軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者(以下文官ト稱ス)ヨリ軍

人軍屬ニ轉官シタルモノニ付テハ其ノ轉官ヲ以テ退職ド看做ス

第四條 普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

第五條 廢疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ廢疾ノ程度ニ依リ別表第二號表ニ定メタル月數ヲ乗ジタル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四ニ相當ズル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六條 軍人軍屬タルニ因ル增加恩給ニシテ廢疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ廢疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定

メタル月數ヲ乗ジタル金額の傷病賜金ヲ給ス廢疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月數ヲ乘ジタル金額トス

第七條 恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ裁定セズ

第八條 公務員若ハ公務員ニ準ズベキモノ又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ権利ヲ失フ

第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ

第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ  
第十條 本令ノ適用ヲ受クベキ恩給ヲ受タルノ権利ニシテ本令施行前給與事由ノ生ジタルモノニ付テハ時效ハ昭和二十一年二月一日ヨリ進行ス

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ権利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲナスコトヲ得

## 五、「就職禁止退官、退職ニ關スル件」施行ニ關スル件

### 改正

(昭和二十一年六月二十六日閣令、内務省令第四號)

第六條第一項中「令第七條」を「令第七條第一項」に、「勤任待遇」を「一級官待遇」に、「判任官待遇」を「三級官待遇」に改める。

同條第二項中「前項」を「前二項」に、「(三)」を「(一)」に「内一通」を「第一項ノ調査表ハ第一項第一號又ハ第二號ノ

者及此等ノ者トシテ採用セントスル者並ニ内閣總理大臣ノ指定スル者ニ係ルモノニ付テハ内二通其ノ他ノ者ニ在リテハ内一通」に改める。

同條第一項の次に左の一項を加へる。

前項ノ外内閣總理大臣ハ必要ト認ムル者ヨリ調査表ヲ徵スルコトヲ得

別記様式(二)を削る

別記様式(三)日本文中(三)(昭和二十一年内務省令第二號第三條ノ確認書ヲ有セザル者ノ同年勅令第百九號第五條第一項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ同勅令第六條第二項ノ書面及同勅令第七條第一項ノ調査表ノ様式)」に「調査表」を「書面(調査表)」に改める。

同様式日本文中「記載上ノ一般的注意」の二を次のやうに改める。

一 昭和二十一年勅令第百九號第五條第一項又ハ同令第六條第二項ノ規定ニ依ル書面ノ場合ハ四通、同令第五條第三項ノ規定ニ依ル書面又ハ調査表ノ場合ハ三通作成ノ上提出スベシ

同注意の二中「調査表」ヲ「書面(調査表)」に改める。

同注意に左の一號を加へる。

八 書面ノ場合ニ於テハイ個人的事項中一、六、七、八及一二ノ記載項目ノ記入並ニ上司證明書ハ之ヲ省クベシ

同様式日本文第十五頁中「本調査表ノ記載ハ眞實ナリ」を「本書面(本調査表)ノ記載ハ眞實ナリ」に改める。

英文中改正略

附

この命令は昭和二十一年六月五日から、これを適用する。

昭和二十二年十一月二十六日發行

東京都麹町區霞ヶ關三丁目

文部省

文部大臣官房適格審査室

東京都麹町區飯田町二ノ二〇

仲外印刷株式會社

代表者 渡邊清

**IV - I**

**IV - I**